

国立大学法人金沢大学職員給与規程

平成16年4月1日
規程第2号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人金沢大学職員就業規則(以下「就業規則」という。)第42条の規定に基づき、国立大学法人金沢大学(以下「本学」という。)に勤務する職員(以下「職員」という。)の給与に関し必要な事項を定める。

2 前項の規定にかかわらず、年俸制の適用を受ける教員の給与にあつては、国立大学法人金沢大学年俸制適用教員の給与等に関する規程、年俸制の適用を受ける職員(教員を除く。)の給与にあつては、国立大学法人金沢大学年俸制適用職員の給与等に関する規程に定める。

第2条 給与の支給等に関して、この規程に定めのない事項については、労働基準法(昭和22年法律第49号)その他の法令等の定めるところによる。

第3条 職員の給与は、本給及び諸手当とする。

2 職員(就業規則第19条に定める職員(以下「再雇用職員」という。)及び外国人研究員を除く。)の諸手当は、扶養手当、管理職手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特別拠点手当、時間外・休日労働手当、夜間勤務手当、宿日直手当、診療待機手当、管理職特別勤務手当、本給の調整額、初任給調整手当、義務教育等教員特別手当、教職調整額、期末手当及び勤勉手当とする。

3 再雇用職員の諸手当は、管理職手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、特別拠点手当、時間外・休日労働手当、夜間勤務手当、宿日直手当、本給の調整額、期末手当及び勤勉手当とする。

4 外国人研究員の諸手当は、地域手当及び通勤手当とする。

(給与の支給日)

第4条 給与(次項に掲げる手当は除く。)を支給する日は、就業規則第34条第1項に定める日(この項において「支給日」という。)とする。同条第3項に定める支給日については、その支給日が日曜日に当たるときは、支給日の前々日(その日が休日(就業規則第50条第2号に規定する休日という。以下この条において同じ。))に当たるときは、支給日の翌日に、支給日が土曜日に当たるときは、支給日の前日に、支給日が休日に当たるときは、支給日の翌日に支給する。

2 期末手当及び勤勉手当を支給する日は、就業規則第34条第2項に定める日(この項において「支給日」という。)とする。同条第3項に定める支給日については、その支給日が日曜日に当たるときは、支給日の前々日に、支給日が土曜日に当たるときは、支給日の前日に支給する。

(本給表の種類及び適用範囲)

第5条 本給表の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 一般職本給表(別表第1(1))

イ 一般職本給表(一)

ロ 一般職本給表(二)

(2) 教育職本給表(別表第1(2))

イ 教育職本給表(一)

ロ 教育職本給表(二)

ハ 教育職本給表(三)

(3) 医療職本給表(別表第1(3))

イ 医療職本給表(一)

ロ 医療職本給表(二)

2 前項の本給表は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める職員に適用する。

(1) 第1号イ 事務職員及び技術職員

(2) 第1号ロ 自動車運転手、調理師、動物飼育員、実験助手、作業員及び看護助手等(第6号及び第7号に掲げる者を除く。)の業務に従事する者

(3) 第2号イ 教授、准教授、講師、助教、助手及び外国人研究員

(4) 第2号ロ 人間社会学域学校教育学類(以下「学校教育学類」という。)附属の高等学校及び特別支援学校に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭及び栄養教諭

(5) 第2号ハ 学校教育学類附属の幼稚園、小学校及び中学校に勤務する校長、園長、教頭、主幹教諭、教諭及び養護教諭

- (6) 第3号イ 薬剤師, 栄養士, 診療放射線技師, 臨床検査技師, 衛生検査技師, 臨床工学技士, 視能訓練士, 理学療法士, 作業療法士, 言語聴覚士, 歯科技工士及びその他医療技術職員(採用時にこれらの免許を取得するための国家試験に合格をしている者を含む。)
- (7) 第3号ロ 保健師, 助産師, 看護師及び准看護師(採用時にこれらの免許を取得するための国家試験に合格をしている者を含む。)
- 3 第1項の本給表に定める職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容及びその級別の資格基準は, 別に定める。
- 4 再雇用職員の本給月額, その者に適用される本給表の再雇用職員の欄に掲げる本給月額のうち, その者の属する職務の級に応じた額とする。

(初任給)

第6条 新たに職員となった者の職務の級は, その職務に応じ, かつ, 級別の資格基準に従い決定するものとする。

- 2 前項により職務の級が決定された者の号給は, その決定された職務の級の号給が別表第2に掲げる初任給基準表に定められているときは当該号給を, 当該職務の級の号給が同表に定められていないときは別に定める号給を基礎に, 職務経験等を考慮して決定する。
- 3 その他初任給に必要な事項は, 別に定める。

(昇格)

第7条 勤務成績が良好な職員で別に定める昇格基準に達したものは, その者の資格及び職責に応じて, 1級上位に昇格することがある。ただし, 育児支援等事務職員及び再雇用職員を除く。

- 2 前項により職員を昇格させた場合におけるその者の号給の決定については, 別に定める。
- 3 その他昇格に必要な事項は, 別に定める。

(降格)

第8条 職員が就業規則第9条の規定により降任した場合は, 当該職員を下位の級に降格させることがある。

- 2 前項により職員を降格させた場合におけるその者の号給の決定については, 別に定める。
- 3 その他降格に必要な事項は, 別に定める。

(昇給)

第9条 就業規則第38条の規定による昇給は, 昇給日以前1年間におけるその者の勤務成績に応じて, 行うものとする。

ただし, 教育職員本給表(一)の適用を受ける者にあつては, 原則として直近の教員評価結果に応じて行うものとし, 昇給への反映等に関する必要な事項は国立大学法人金沢大学教員評価結果の昇給等への反映に関する規程に定める。

- 2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は, 前項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給(その職務の級が次の各号に定める級以上である職員(以下「特定職員」という。))にあつては, 3号給)とすることを標準として, 前項に規定する職員の勤務成績により決定される昇給の区分に応じて別表第4に定める号給数とする。

- (1) 一般職本給表(一)7級
(2) 教育職本給表(一)5級
(3) 医療職本給表(一)7級
(4) 医療職本給表(二)6級

- 3 55歳を超える職員(一般職本給表(二)の適用を受ける職員及び次項に規定する職員を除く。)に関する前項の適用については, 同項中「4号給(その職務の級が次の各号に定める級以上である職員にあつては, 3号給)」とあるのは, 「2号給」とする。
- 4 57歳(教育職本給表(一)の適用を受ける職員は, 60歳)を超える職員の第1項の規定による昇給は, 同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合又は極めて良好である場合に限り行うものとし, 昇給させる場合の昇給の号給数は, 同項に規定する職員の勤務成績により決定される昇給の区分に応じて別表第4に定める号給数とする。
- 5 職員の昇給は, その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことはできない。
- 6 その他昇給に関し必要な事項は, 別に定める。

(特別の場合の昇給)

第10条 就業規則第39条に規定する昇給は, 次の各号に定める場合とする。

- (1) 生命をとして職務を遂行し, そのために危篤となり, 又は著しい障害の状態となった場合

(2) その他特に学長が必要と認める場合

2 その他この条に規定する昇給に必要な事項は、別に定める。

(特別の場合の昇給の時期)

第11条 前条に規定する昇給の時期は次の各号に定める日とする。

(1) 前条第1項第1号 職員が危篤又は著しい障害の状態となった日

(2) 前条第1項第2号 その都度定める日

(扶養手当)

第12条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、一般職本給表（一）の適用を受ける者でその職務の級が9級以上であるもの（以下「般（一）9級以上職員」という。）に対しては、支給しない。

2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(年齢に達する日とは、誕生日の前日をいう。以下同じ。)

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(4) 満60歳以上の父母及び祖父母

(5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(6) 重度心身障害者

3 扶養手当の月額を、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（教育職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が5級である者、一般職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が8級である者及び医療職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が8級の者（以下「教（一）5級職員等」という。）にあつては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額を、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

5 新たに職員となった者に扶養親族（般（一）9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、般（一）9級以上職員から般（一）9級以上職員以外の職員になった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を学長に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合（般（一）9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び般（一）9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）なお、事実が生じた日については、職員又は当該扶養親族がその事実の生じたことを了知し得べきこととなった日（郵便等の通知の場合は、同居の家族が当該郵便等の通知を受領した日。ただし、単に金額が確定していない等通知をあらかじめ受領することを了知している場合及び手続き等の遅れによって遡及して支給される場合を除く。）とする。

(3) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）

(4) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）

6 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族（般（一）9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合においてはその者が職員となった日、般（一）9級以上職員から般（一）9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が般（一）9級以上職員以外の職員となった日、職員に扶養親族（般（一）9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が退職し、解雇され、又は死亡した場合においてはそれぞれの者が退職し、解雇され又は死亡した日、般（一）9級以上職員以外の職員から般（一）9級以上職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が般（一）9級以上職員となった日、扶養手当を受けている職員の扶養親族（般（一）9級以

上職員にあつては扶養親族たる子に限る。)で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

7 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第5項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族(般(一)9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。)で第5項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
- (3) 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るものがある般(一)9級以上職員が般(一)9級以上職員以外の職員となった場合
- (4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第5項の規定による届出に係るものがある教(一)5級職員等が教(一)5級職員等及び般(一)9級以上職員以外の職員となった場合
- (5) 扶養親族たる配偶者、父母等で第5項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係る者がある職員で般(一)9級以上職員以外のものが般(一)9級以上職員となった場合
- (6) 扶養親族たる配偶者、父母等で第5項の規定による届出に係るものがある職員で教(一)5級職員等及び般(一)9級以上職員以外のものが教(一)5級職員等となった場合
- (7) 職員の扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

8 その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(管理職手当)

第13条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員のうち別に定める職員について、その職務の特殊性に基づき支給する。

2 前項の規定による管理職手当の月額を、別表第5に定める額とする。

3 その他管理職手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(地域手当)

第14条 地域手当は、次の表に掲げる地域に勤務する職員に支給する。

支給地域	支給割合
石川県内	100分の3
東京都のうち特別区	100分の20
愛知県名古屋市	100分の15

2 地域手当の月額を、本給、本給の調整額、扶養手当、管理職手当及び教職調整額の月額の合計額(以下この条において「本給等の合計額」という。)に、前項の表に定める支給地域欄に掲げる区分に応じて、支給割合欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。

3 別に定める支給地域に在勤する国家公務員、地方公務員又は国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第7条の2に規定する公庫等職員(以下「公庫等職員」という。)が、その在勤する地域を異にして引き続き職員となった場合(当該異動の日の前日に在勤していた地域に引き続き6月を超えて在勤していた場合に限る。)において、当該異動の直後に勤務する地域に係る地域手当の支給割合(以下この項において「異動後の支給割合」という。)が当該異動の日の前日に在勤していた機関が定める支給割合(ただし、その支給割合が6月を超える期間受けていない場合にあつては、当該異動の前日から6月遡った日の前日までの間において受けていた最も低い支給割合をいい、当該地域に係る別に定める支給割合を超える場合は、別に定める支給割合とする。以下この項において「異動前の支給割合」という。)に達しないこととなるときは、当該職員には、当該異動の日から2年を経過するまでの間(次の各号に掲げる期間において当該各号に定める割合が異動後の支給割合(異動後の支給割合が当該異動の後に改定された場合にあつては、当該改定後の異動後の支給割合)以下となるときは、その以下となる日の前日までの間)、本給等の合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。ただし、当該職員が当該異動の日から2年を経過するまでの間に更に勤務する地域を異にして異動した場合及び当該職員が当該異動の日の前日に在勤していた機関に

において当該機関への異動に伴う異動保障に係る地域手当の支給が2年を経過していないこととなる場合における当該職員に対する地域手当の支給については、別に定める。

- (1) 当該異動の日から同日以後1年を経過する日までの期間 異動前の支給割合(異動前の支給割合が当該異動の後に改定された場合にあっては、当該異動の日の前日の異動前の支給割合。次号において同じ。)
- (2) 当該異動の日から同日以後2年を経過する日までの期間(前号に掲げる期間を除く。) 異動前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合

4 その他地域手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(広域異動手当)

第14条の2 職員がその勤務する勤務箇所を異にして異動した場合又は職員の勤務する勤務箇所が移転した場合において、当該異動又は移転(以下この条において「異動等」という。)につき別に定める方法により算定した勤務箇所間の距離(異動等の日の前日に勤務していた勤務箇所の所在地と当該異動等の直後に勤務する勤務箇所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。)及び住居と勤務箇所との間の距離(異動等の直前の住居と当該異動等の直後に勤務する勤務箇所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。)がいずれも60キロメートル以上であるとき(当該住居と勤務箇所との間の距離が60キロメートル未満である場合であって、通勤に要する時間等を考慮して当該住居と勤務箇所との間の距離が60キロメートル以上である場合に相当すると認められる場合として別に定める場合を含む。)は、当該職員には、当該異動等の日から3年を経過する日までの間、本給、本給の調整額、扶養手当、管理職手当及び教職調整額の月額合計額に当該異動等に係る勤務箇所間の距離の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の広域異動手当を支給する。ただし、当該異動等に当たり一定の期間内に当該異動等の日の前日に勤務していた勤務箇所への異動等が予定されている場合は、この限りでない。

- (1) 300キロメートル以上 100分の10
- (2) 60キロメートル以上300キロメートル未満 100分の5

2 前項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員のうち、当該支給に係る異動等(以下この項において「当初広域異動等」という。)の日から3年を経過する日までの間の異動等(以下この項において「再異動等」という。)により前項の規定により更に広域異動手当が支給されることとなるものについては、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を上回るとき又は当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合と同一の割合となるときにあっては当該再異動等の日以後は当初広域異動等に係る広域異動手当を支給せず、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を下回るときにあっては当初広域異動等に係る広域異動手当が支給されることとなる期間は当該再異動等に係る広域異動手当を支給しない。

3 前2項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員が、第14条の規定により地域手当を支給される職員である場合における広域異動手当の支給割合は、前2項の規定による広域異動手当の支給割合から当該地域手当の支給割合を減じた割合とする。この場合において、前2項の規定による広域異動手当の支給割合が当該地域手当の支給割合以下であるときは、広域異動手当は、支給しない。

4 公庫等職員から引き続き職員に採用され、第1項の規定による広域異動手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員には、前3項の規定に準じて、広域異動手当を支給する。

5 前各項に規定するもののほか、広域異動手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(住居手当)

第15条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- (1) 自ら居住するため住宅(貸間を含む。次号において同じ。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(本学から貸与された宿舎に居住し、使用料を支払っている職員その他別に定める職員を除く。)
- (2) 第17条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(別に定める住宅を除く。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があるとして別に定めるもの。

2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額(当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に掲げる額の合計額)とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額
 - イ 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額
 - ロ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1(その控除した

額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円)を11,000円に加算した額

- (2) 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)

3 その他住居手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(通勤手当)

第16条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)
- (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で別に定めるもの(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)
- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員(交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)

2 通勤手当の月額を、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員にあつては、支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)とする。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。)が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)とする。

- (2) 前項第2号に掲げる職員にあつては、次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につきそれぞれ次に定める額とする。ただし、平均1週当たりの勤務日数(日に満たない端数は切り捨てる。)が5日未満の職員にあつては、その額に1週当たりの勤務日数を5で除した割合を乗じて得た額とする。

イ 自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道5キロメートル未満である職員 2,000円

ロ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円

ハ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,100円

ニ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,000円

ホ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 12,900円

ヘ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 15,800円

ト 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 18,700円

チ 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 21,600円

リ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 24,400円

ヌ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 26,200円

ル 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 28,000円

ヲ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 29,800円

ワ 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 31,600円

- (3) 前項第3号に掲げる職員にあつては、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して別に定める区分に応じ、前2号に定める額の合計額(その額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に定める額又は前号に定める額とする。

3 第1項第1号又は第1項第3号に掲げる職員のうち、住居を得ることが著しく困難である島等に所在する勤務箇所で通勤

のため、当該島への交通に橋、トンネルその他の施設(以下「橋等」という。)を利用し、当該橋等の利用に係る通常の運賃に加算される運賃又は料金(以下「特別運賃等」という。)を負担することを常例とする職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 橋等に係る通勤手当 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別運賃等の額に相当する額
- (2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 同号に定める額を負担しない者とした場合における前3項の規定による額

4 通勤手当は、前2項の規定による額を支給単位期間の月数で除した額を1月毎に支給する。

5 この条において「支給単位期間」とは、次の各号に掲げる交通機関等又は橋等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等又は橋等 当該普通交通機関等又は橋等において発行されている定期券の通用期間のうちそれぞれ6箇月を超えない範囲内で最も長いものに相当する期間
- (2) 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等又は橋等 1箇月
- (3) 自動車等 1箇月

6 その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(単身赴任手当)

第17条 勤務箇所を異にする異動(出向の場合を含む。)又は在勤する勤務箇所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は在勤する勤務箇所の移転の直前の住居から当該異動又は在勤する勤務箇所の移転の直後に在勤する勤務箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員(雇用の事情等を考慮して学長が指定する職員に限る。)その他権衡上必要があると認められるものとして学長が指定する職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する勤務箇所に通勤することが、通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りではない。

2 単身赴任手当の月額は、30,000円(別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離(以下「交通距離」という。))が100キロメートル以上である職員にあっては、その額に、次の表の交通距離の区分に応じて定める額を加算した額)とする。

距離区分	加算額
100キロメートル以上300キロメートル未満	8,000円
300キロメートル以上500キロメートル未満	16,000円
500キロメートル以上700キロメートル未満	24,000円
700キロメートル以上900キロメートル未満	32,000円
900キロメートル以上1,100キロメートル未満	40,000円
1,100キロメートル以上1,300キロメートル未満	46,000円
1,300キロメートル以上1,500キロメートル未満	52,000円
1,500キロメートル以上2,000キロメートル未満	58,000円
2,000キロメートル以上2,500キロメートル未満	64,000円
2,500キロメートル以上	70,000円

3 公庫等職員から引き続き職員に採用され、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該採用の直前の住居から当該採用の直後に在勤する勤務箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員(雇用の事情等を考慮して別に定める職員に限る。)その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(特殊勤務手当)

第18条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を本給で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊

勤務手当を支給する。

- 2 その他特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(特別拠点手当)

第18条の2 金沢大学学則第14条第2項に定めるナノ生命科学研究所に所属（併任を含む。）する職員には、業務の国際性及び特殊性に鑑み、ナノ生命科学研究所長（以下この条において「所長」という。）の業績評価に基づき、特別拠点手当を支給することができるものとする。ただし、所長の業績評価は、外部評価委員会の評価を踏まえ、学長が行うものとする。

- 2 その他特別拠点手当の支給に関し必要な事項は、別に定める

(時間外・休日労働手当)

第19条 就業規則第46条に規定する勤務時間(就業規則第65条第2項に掲げる育児短時間勤務職員(以下「育児短時間勤務職員」という。))にあつては当該職員の1週間当たりの勤務時間をいい、以下「正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125の支給割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間(以下「深夜時間」という。))である場合は、100分の150の支給割合)を乗じて得た額を支給する。ただし、第13条の規定を適用される職員には、その勤務が深夜時間である場合を除き支給しない。

- 2 前項の規定にかかわらず就業規則第50条に規定する休日(以下「休日」という。同規則第51条の規定により割り振られた休日及び同規則第52条第1項に規定する代休日を含む。)において、勤務することを命ぜられた職員には、その勤務(同規則第51条の規定により勤務することを命じられた場合を除く。)した全時間に対して、勤務1時間につき、第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135の支給割合(その勤務が深夜時間である場合は、100分の160の支給割合)を乗じて得た額を支給する。ただし、第13条の規定を適用される職員には、その勤務が深夜時間である場合を除き支給しない。

- 3 育児短時間勤務職員が、正規の勤務時間を超える勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分(以下「1日の所定労働時間数」という。)に達するまでの間、及びその勤務の時間とその勤務をした週における正規の勤務時間との合計が就業規則第46条に定める時間に達するまでの間の勤務に対しては、前2項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100の支給割合(その勤務が深夜である場合は、100分の125の支給割合)を乗じた額を支給する。

- 4 前項までに規定する時間外・休日労働手当を支給する勤務の時間(前項に規定する100分の100の支給割合の対象となった勤務時間を除く。)が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、第1項及び前項の支給割合に100分の25を加算した支給割合を乗じて得た額を支給する。

- 5 その他時間外・休日労働手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(夜間勤務手当)

第20条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、次条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜間勤務手当として支給する。

- 2 その他夜間勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第21条 第19条及び第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、本給の月額、これに対する地域手当の月額、広域異動手当の月額、管理職手当の月額、初任給調整手当の月額、義務教育等教員特別手当の月額及び特殊勤務手当(月額で支給されるものに限る。)の月額及び特別拠点手当の月額の合計額を1月の平均所定労働時間数で除して得た額とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第19条及び第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、当該勤務が、第18条に規定する特殊勤務手当(ただし、別に定める手当に限る。)を受ける勤務に従事した場合には、当該勤務に係る勤務1時間当たりの手当の額(1日単位で支給されるものにあつては、その額を1日の平均所定労働時間数で除した額)を前項の規定による額に加算した額とする。

- 3 第1項の本給の月額とは、第24条の規定による本給の調整額及び第27条の規定による教職調整額が含まれた額をいい、規定により本給を減げられているときでも、本来受けるべき本給の月額とする。

- 4 第1項の地域手当の月額とは、前項の本給の月額に地域手当の支給割合を乗じて得た額をいい、広域異動手当の月額とは、同項の本給の月額に広域異動手当の支給割合を乗じて得た額をいう。

- 5 第1項の1月の平均所定労働時間数とは、4月1日から翌年3月31日までの現日数から、当該期間中における休日の日数を

差し引いた日数に1日の所定労働時間数を乗じ、その時間数を12で除して得た時間数とし、1時間未満の端数を生じたときは、これを切捨てるものとする。

(宿日直手当)

第22条 金沢大学職員勤務時間規程第3条に規定する宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき別に定める宿日直手当を支給する。

2 前項の勤務は、第19条及び第20条の勤務には含まれないものとする。

(診療待機手当)

第22条の2 診療待機手当は、附属病院に勤務する教育職本給表(一)適用職員が、夜間又は休日若しくは就業規則別表第3第14号に掲げる夏季一斉休業が実施される日に救急患者等の診療のため、自宅等で待機を命ぜられた場合に支給する。

2 前項の手当額は、待機1回につき10,000円とする。

(管理職特別勤務手当)

第23条 管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により休日に勤務した場合は、当該職員には、管理職特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理職手当の支給を受ける職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により休日以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職特別勤務手当を支給する。

3 管理職特別勤務手当の額は、別表第5に掲げる職務区分に応じ、勤務1回につき次に定める額とする。ただし、第1項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して、実働時間が6時間を超える勤務にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額とする。

(1) 第1項に規定する場合

- イ I種適用職員 10,000円
- ロ II種適用職員 8,500円
- ハ III種適用職員 7,000円
- ニ IV種適用職員 6,000円
- ホ V種適用職員 5,000円
- ヘ VI種適用職員 4,500円
- ト VII種適用職員 4,000円

(2) 第2項に規定する場合

- イ I種適用職員 5,000円
- ロ II種適用職員 4,300円
- ハ III種適用職員 3,500円
- ニ IV種適用職員 3,000円
- ホ V種適用職員 2,500円
- ヘ VI種適用職員 2,000円
- ト VII種適用職員 1,500円

4 その他管理職特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

(本給の調整額)

第24条 本給の調整額は、別表第6(1)適用区分表(以下次項において「適用区分表」という。)に掲げる職員(その勤務箇所)に所属し、かつ、現に主たる勤務の場所としている場合に限る。)に支給する。

2 本給の調整額は、当該職員に適用される本給表及び職務の級に応じて別表第6(2)調整基本額表に掲げる調整基本額(その額が本給月額100分の4.5を超えるときは、本給月額100分の4.5に相当する額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)にその者に係る適用区分表の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。ただし、その額が本給月額100分の25を超えるときは、本給月額100分の25に相当する額とする。

3 その他本給の調整額の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(初任給調整手当)

第25条 初任給調整手当は、次の各号に掲げる部局に所属する教育職本給表(一)の適用を受ける職員で、医師法に規定する医師免許証又は歯科医師法に規定する歯科医師免許証を有するものに医師免許又は歯科医師免許(以下「医師免許等」という。)取得後35年以内の期間支給する。

(1) 医薬保健研究域

- (2) 附属病院
 - (3) がん進展制御研究所
 - (4) 保健管理センター
 - (5) 学際科学実験センター(アイソトープ総合研究施設に限る。)
 - (6) 前号までに掲げる所属以外のうち学長が特に認めた場合
- 2 初任給調整手当の月額を、医師免許又は歯科医師免許取得後の期間の区分に応じた別表第7に掲げる額とする。ただし、年数の算定については、医師免許等を取得した年を1年目とし、その年の4月1日から起算する。
- 3 初任給調整手当は、第37条の規定により給与が減額される場合でも減額されない。
(義務教育等教員特別手当)

第26条 学校教育学類附属の幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に勤務する校長、園長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭及び栄養教諭には、義務教育等教員特別手当を支給する。

- 2 義務教育等教員特別手当の月額は、その者の属する本給表、職務の級及び号給の別に応じて、別表第8に掲げる額とする。ただし、前項に規定する職員のうち幼稚園に勤務する者にあつては、その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表第8に掲げる額に2分の1を乗じて得た額とする。
- 3 この条による手当は、職員の給与が第37条の規定及びその他の規程により減額される場合においても減額されないものとする。

(教職調整額)

第27条 学校教育学類附属の幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に勤務する校長、園長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭及び栄養教諭の職務と勤務態様の特殊性に基づき、教職調整額を支給する。

- 2 教職調整額は、教育職本給表(二)又は教育職本給表(三)の適用を受ける者のうちその属する職務の級がその本給表の1級又は2級である者には、その者の本給月額100分の4に相当する額を支給する。
- 3 この条による手当は、職員の給与が第37条の規定及びその他の規程により減額される場合においても減額されないものとする。
- 4 その他教職調整額の支給に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

第28条 削除

第29条 削除

(期末手当)

第30条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員及びこれらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは就業規則第20条の規定により解雇(以下この条において「解雇」という。)され、又は死亡した職員(第3項に規定する職員を除く。)に対して、それぞれ第4条第2項に定める日に支給する。

- 2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在(退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき本給、本給の調整額、扶養手当及び教職調整額の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額(別表第9(1)に定める職員にあつては、本給、本給の調整額及び教職調整額の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に同表の職員の区分に対応する加算割合を乗じて得た額(別表第9(2)に定める職員にあつては、その額に本給に同表の職務の区分に対応する加算割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額(以下「期末手当基礎額」という。)を基礎として、次表に定める職員区分ごとの期別支給割合を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、別表第9(3)に定める在職期間別支給割合を乗じて得た額とする。

基準日	職員区分ごとの期別支給割合		
	一般の職員	特定幹部職員	再雇用職員
6月1日	100分の122.5	100分の102.5	100分の65
12月1日	100分の137.5	100分の117.5	100分の80

* 特定幹部職員とは、一般職本給表(一)7級以上、教育職本給表(一)5級及び医療職本給表(二)6級以上で、管理職手当支給細則第2条に規定する職務区分のI種の職員をいう。

- 3 職員が次の各号の一に該当する場合は、期末手当は支給しない。

(1) 基準日に在職する職員のうち、次に掲げる職員

イ 就業規則第12条第1項第1号、第3号から第7号、第9号及び第10号の規定に該当して休職にされている職員のうち、

給与の支給を受けていない職員

- ロ 就業規則第12条第1項第2号の規定により休職にされている職員
 - ハ 就業規則第12条第1項第8号に規定に該当して休職されている職員
 - ニ 就業規則第65条により育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間(年次休暇、特別休暇、病気休暇、業務上傷病休職等は含む。)がない職員
 - ホ 就業規則第72条第1項各号のいずれかに該当し、出勤停止にされている職員
 - ヘ 就業規則第66条の2の規定により休業している職員
- (2) 基準日前1箇月以内に退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員のうち、次に掲げる職員
- イ その退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日において前号のいずれかに該当する職員であった者
 - ロ その退職し、又は解雇された後基準日までの間において国家公務員(一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。)の適用を受ける職員に限る。)となった者
 - ハ その退職し、又は解雇された後基準日までの間において国家公務員(ロに掲げる者を除く。)又は他の法人等の職員となった者(本学の在職期間を当該法人等の職員としての在職期間に通算することとしている法人等に限る。)
- 4 職員が次の各号の一に該当する場合は、第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は支給しない。
- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に、就業規則第20条の規定により解雇された場合(同条第1号に該当して解雇された職員を除く。)
 - (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に、就業規則第72条の規定により懲戒解雇された場合
 - (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職し、又は解雇された職員(第1号及び第2号に掲げる者を除く。)で、その退職し、又は解雇された日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられた場合
 - (4) 第5項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた場合
- 5 学長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに退職し、又は解雇されたものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることがある。
- (1) 退職し、又は解雇された日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第7項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合
 - (2) 退職し、又は解雇された日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し期末手当を支給することが、本学に対する国民の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 6 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分(以下「一時差止処分」という。)を受けた者は、第8項の処分説明書を受領した日の翌日以降、一時差止処分後の事情の変化を理由に、学長に対し、その取消しを申し立てることができる。
- 7 学長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
 - (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
 - (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合
- 8 学長は、一時差止処分を行う場合に、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 9 その他期末手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(勤勉手当)

- 第31条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員及びこれらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは就業規則第20条の規定により解雇(以下この条において「解雇」という。)され、又は死亡した職員に対して、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。
- 2 勤勉手当の額は、前項の職員が、それぞれの基準日現在(退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在)において受けるべき本給、本給の調整額及び教職調整額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額合計額(別表第9(1)に定める職員にあっては、本給、本給の調整額及び教職調整額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額合計額に同表の職員の区分に対応する加算割合を乗じて得た額(別表第9(2)に定める職員にあっては、その額に本給に同表の職務の区分に対応する加算割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額(以下「勤勉手当基礎額」という。)を基礎として、別表第10(1)に定める勤務成績に応じた成績率を乗じた額に基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職区分に応じて別表第10(2)に定める勤務期間別支給割合を乗じて得た額とする。
- 3 前項の規定による勤勉手当の総額は、次の各号に掲げる職員の区分ごとの勤勉手当の額の総額が当該各号に定める額を超えてはならない。
- (1) 第31条第1項に規定する職員のうち再雇用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額合計額を加算した額に100分の90(前条に規定する特定幹部職員(以下同じ。)にあっては、100分の110)を乗じて得た額の総額
- (2) 再雇用職員 当該再雇用職員の勤勉手当基礎額に100分の42.5を乗じて得た額の総額
- 4 職員が次の各号の一に該当する場合は、勤勉手当は支給しない。
- (1) 基準日に在職する職員のうち、次に掲げる職員
- イ 就業規則第12条に該当する職員(就業規則第12条第1項第1号のうち業務上の事由に起因する場合及び就業規則第12条第1項第3号に該当する者を除く。)
- ロ 就業規則第65条に該当する職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がない職員
- ハ 就業規則第72条第2項第3号に該当する職員
- ニ 就業規則第66条の2の規定に該当する職員
- (2) 基準日前1箇月以内に退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員のうち、次に掲げる職員
- イ その退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日において前号のいずれかに該当する職員であった者
- ロ 第30条第3項第2号ロ及びハに掲げる者
- 5 前条第4項から第8項までの規定は、勤勉手当の支給に準用する。
- 6 その他勤勉手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

第32条 削除

(休職者の給与)

- 第33条 職員が業務上の傷病又は通勤による傷病により就業規則第12条第1項第1号により、長期休養を要する場合に該当して休職した場合には、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。ただし、補償法の定めるところに従い、休業補償給付又は傷病補償年金がある場合には、給与の額からその補償の額を控除した残額を支給する。
- 2 職員が前項の傷病以外の傷病により休職した場合には、その休職期間は給与を支給しない。
- 3 前項の定めにかかわらず、休職期間中の1年以内(就業規則第13条第2項及び第3項の規定により休職期間を通算する場合は、通算した休職期間において1年以内)の期間に限り、本給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、教職調整額及び期末手当の100分の80以内を支給することができる。ただし、国家公務員共済組合法(昭和33年5月1日法律第128号)第66条に定める傷病手当金又は文部科学省共済組法定款第24条に定める傷病手当附加金の支給がある間は、支給しない。
- 4 職員が就業規則第12条第1項第2号による刑事事件に関し起訴され休職した場合には、その休職期間中、本給、扶養手当、地域手当、広域異動手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給する。
- 5 就業規則第12条第1項第3号に規定する期間については、その休職期間中、給与の全額を支給する。
- 6 就業規則第12条第1項第4号に規定する期間については、給与を支給しない。
- 7 就業規則第12条第1項第5号又は第9号により休職した場合には、その休職期間中、本給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の70以内を支給する。ただし、第9号の規定に該当して休職した場合で、当該休職に係る生死不明又は所在不明の原因である災害によるものが業務上の災害によるものと認められるときは、100分の100以内を支給する。
- 8 就業規則第12条第1項第6号に規定する期間については、給与を支給しない。

- 9 就業規則第12条第1項第8号に規定する期間については、給与を支給しない。
- 10 職員が休職(前9項の休職を除く。)を命ぜられた場合におけるその休職中の給与については、学長が定める。
- 11 第3項、第4項及び第7項の規定による本給、地域手当及び広域異動手当の月額に1円未満の端数があるときは、それぞれの端数を切り捨てた額をもって当該給与の月額とする。
- 12 第2項又は第7項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第30条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したときは、同項の規定により定める日に、同条各項の期末手当を支給する。ただし、第30条第3項第2号ロ及びハに掲げる職員には、支給しない。

(国際機関等への派遣職員の給与)

第34条 就業規則第12条第1項第7号に規定する職員(以下「派遣職員」という。)には、その派遣の期間中、本給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び期末手当(以下「本給等」という。)のそれぞれ100分の70以内を支給する。ただし、派遣職員の派遣先の勤務に対して支給される報酬の額が低いと学長が認めるときは、次の各号に掲げるとおり支給する。

- (1) 派遣期間の初日(以下「派遣の日」という。)の前日における職員の本給、扶養手当、地域手当、広域異動手当及び住居手当の月額の合計額(以下「職員としての給与」という。)に100分の70を乗じて得た額と派遣先の勤務に対して支給される報酬の月額(月額によらない場合は、月額に換算したもの)との合計額(以下「報酬等の月額」という。)が、職員としての給与と在外公館に勤務する外務公務員に支給される在勤基本手当及び配偶者手当の月額の合計額(派遣先機関から住居が無料で貸与されないときは、当該合計額に在外公館に勤務する外務公務員に支給される住居手当の月額を加えた額)との合計額(以下「基準月額」という。)を下回る場合には、基準月額から報酬等の月額を減じて得た額を職員としての給与で除して得た割合に応じ、次の表に定める支給割合とする。

基準月額から報酬等の月額を減じて得た額を職員としての給与で除して得た割合	支給割合
100分の5から100分の9まで	100分の75
100分の10から100分の14まで	100分の80
100分の15から100分の19まで	100分の85
100分の20から100分の24まで	100分の90
100分の25から100分の29まで	100分の95
100分の30以上	100分の100

- (2) 前号において、在外公館に勤務する外務公務員に支給される在勤基本手当、配偶者手当及び住居手当の月額とは、当該職員が在外公館に勤務する外務公務員であるとした場合に、在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和27年法律第93号)に基づき支給されることとなるこれらの給与の額をいう。なお、算出に当たっては、在勤基本手当の号の適用に関する規則(昭和62年外務省令第6号)の別表を次の表のとおり読み替えて適用するものとする。

号	一般職(一)	教育職(一)	教育職(二) 教育職(三)	医療職(一)	医療職(二)
1号	9級以上	5級以上	4級以上	8級以上	6—21以上
2号	7級以上	4—13以上	3—5以上	7級以上 6級以上	6級以上
3号	6級以上	4級以上	3級以上	5級以上	5—5以上
4号	5級以上		2—49以上		5級以上
5号	4級以上	3—5以上	2—41以上	4—5以上	4—9以上
6号	3級以上	3級以上 2—13以上	2—25以上	4級以上 3—5以上	4級以上 3—9以上
7号	2級以上	2級以上	2—9以上	3級以上 2—9以上	3級以上 2—21以上
8号	1級以上		2級以上	2級以上	2級以上

注) 教育職(一)4—13以上とは、4級13号給以上ということを表す。

- (3) 第1号の適用に当たって、給与の額が外国通貨をもって定められている場合には本邦通貨に換算するものとし、この場合における換算は、当該職員の派遣の日の前日の為替相場によるものとする。ただし、第1号に掲げる支給割合の区分に影響のない場合は、7日前程度までの相場とすることがある。

- (4) 派遣の期間を更新される職員の更新の日以後の給与の支給割合は、当該更新の日を派遣の日とみなし、前号により再決定するものとする。
- (5) 第1号又は前号により決定された支給割合は、当該期間中は変更しないものとする。ただし、特別の事情により変更が必要であると学長が認めるときは、この限りではない。
- 2 日本国内に在勤する派遣職員について、その派遣先の勤務に対して支給される報酬の額が高いことその他の事情により、前項本文の規定による給与を支給することが不相当であると学長が認めるときは、同項本文の規定にかかわらず、当該職員に本給等のそれぞれ100分の70以内を支給すること又は給与を支給しないことがある。
- 3 派遣職員(前項に規定する職員を除く。)の派遣先の機関の特殊事情により、給与を支給することが著しく不相当である(第1項の規定による給与を支給することが当該職員の派遣に著しく支障を生ずると認められる場合)ときは、第1項の規定にかかわらず、当該職員には給与を支給しない。
- 4 派遣期間中の給与の支払は、あらかじめ職員の指定する者(職員の収入により生計を維持する者、親族等をいう。)に対して支払うことがある。
- 5 第1項及び前項についての申請をする場合は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出するものとし、必要に応じ関係資料を添付するものとする。
 - イ 派遣職員の職種、氏名、職務の級及び号給並びに扶養親族の数及び続柄等
 - ロ 派遣先の機関の名称及び所在地
 - ハ 派遣先の勤務に対して支給される報酬の月額(月額によらない場合は、月額に換算したもの)
 - ニ 希望する給与の支給率及び申請の理由
 - ホ その他参考となる事項(独立行政法人国際協力機構(JICA)を経由する場合には、その旨を明記すること。)
 - ヘ 給与の支払をあらかじめ職員の指定する者に行う旨の書面による届出

(育児休業等の給与)

第35条 就業規則第65条の規定により育児休業をする職員の給与については、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 育児休業をしている期間については、給与を支給しない。ただし、期末手当及び勤勉手当については第30条及び第31条の規定による。
- (2) 職員が就業規則第65条の規定により部分休業(以下「育児部分休業」という。)の申出を行って勤務しない場合には、第37条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない時間につき、第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。
- 2 就業規則第65条第2項に掲げる育児短時間勤務職員の給与については、次の各号に定めるとおりとする。
 - (1) 本給月額は、その者の受ける本給表の級及び号給に応じた額に、その者の正規の勤務時間を同規則第46条に規定する勤務時間で除して得た数(次の号において「算出率」という。)を乗じて得た額とする。
 - (2) 第13条(管理職手当)、第24条(本給の調整額)、第25条(初任給調整手当)及び第26条(義務教育等教員特別手当)の額は、それぞれの規定により得られる額に算出率を乗じて得た額とする。
 - (3) 第30条第2項の期末手当基礎額は、前2号を適用しないものとして得られる額とする。
 - (4) 第31条第2項の勤勉手当基礎額は、第1号及び第2号を適用しないものとして得られる額とする。
- 3 その他育児休業等の給与に関し必要な事項は、別に定める。

(介護休業等の給与)

第36条 就業規則第66条の規定により介護休業をする職員の給与については、第37条第1項の規定にかかわらず、介護休業をしている期間給与を支給しない。ただし、期末手当及び勤勉手当については第30条及び第31条の規定による。

- 2 職員が就業規則第66条の規定により部分休業(以下「介護部分休業」という。)の申出を行って勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない時間につき、第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。
- 3 その他介護休業等の給与に関し必要な事項は、別に定める。

(給与の減額)

第37条 職員が勤務しないときは、休暇による場合及びその他その勤務しないことにつき特に承認があった場合を除き、第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額(円位未満四捨五入)にその勤務しない時間数を乗じて得た額を減額して支給する。

- 2 前項及び第35条第1項第2号並びに前条により給与を減額する場合の対象となる時間数は、その給与期間における欠勤の時間数、育児部分休業、介護休業及び介護部分休業の時間数の合計とする。なお、合計時間数に1時間未満の端数が生じたときは、端数は切り捨てる。

(日割計算)

第38条 新たに職員となった者には、その日から本給を支給し、昇格等により、本給に異動を生じた者には、その日から新たに定められた本給を支給する。

2 職員が退職し、又は解雇された場合には、その日までの本給を支給する。

3 職員が死亡により退職した場合には、その月までの本給を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により、本給を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その本給月額を、その月の現日数から休日を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

5 前4項の規定は、本給の調整額、管理職手当、地域手当、広域異動手当、初任給調整手当、義務教育等教員特別手当、教職調整額及び特別拠点手当の支給について準用する。

(端数計算)

第39条 第19条及び第20条の規定により勤務1時間につき支給する時間外・休日労働手当又は夜間勤務手当並びに第35条から第37条に規定する勤務1時間当たりの給与額を算定する場合において、その額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(端数の処理)

第40条 この規程により計算した確定金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(給与の支払)

第41条 職員の給与は、その全額を現金で、直接職員に支払うものとする。ただし、法令又は労働基準法第24条に基づく協定により職員の給与から控除すべき金額がある場合には、その職員に支払うべき給与の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

2 職員が給与について自己の預金又は貯金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払う。

3 その他給与の支払に関し必要な事項は、別に定める。

(実施に関し必要な事項)

第42条 この規程の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(この規程により難い場合の措置)

第43条 特別の事情によりこの規程によることができない場合又はこの規程によることが著しく不相当であると学長が認める場合は、別段の取扱いをすることがある。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成16年12月2日から施行する。

(寒冷地手当に関する経過措置)

2 国立大学法人金沢大学職員就業規則の一部を改正する規則(平成16年規則第11号。以下「改正後の就業規則」という。)附則第2項の規定により、改正後の第3条の規定にかかわらず、次のとおり寒冷地手当を支給する。

(1) 寒冷地手当は、次の表に掲げる各年度の基準日(改正後の就業規則附則第2項に定めるものをいう。以下同じ。)における世帯等の区分に応じ、同表に掲げる額とする。ただし、世帯等の区分に変更が生じたときは、平成16年12月2日(以下「旧基準日」という。)以降(改正後の就業規則附則第3項の適用を受けた者にあつては、平成17年2月28日以降)に支給された寒冷地手当の額のうち最も低い額の世帯等の区分と変更後の世帯等の区分とを当該変更後の基準日に適用した場合における支給額を比較して低い額の世帯等の区分とする。

年度	世帯等の区分			
	世帯主である職員			その他の職員
	扶養親族が3人以上ある職員	扶養親族が1人又は2人ある職員	扶養親族のない職員	
平成16年度	19,560円	16,300円	9,820円	6,840円
平成17年度	19,560円	16,300円	9,820円	6,840円

平成18年度	11,560円	8,300円	1,820円	0円
平成19年度	5,560円	2,300円	0円	0円

(注)

- イ 「職員」とは、改正後の就業規則附則第2項に該当する職員(以下「経過措置対象職員」という。)をいう。
 - ロ 「扶養親族」とは、第12条に規定する扶養親族であって、かつ、同条の規定による届出がなされているものをいう。
 - ハ 扶養親族のある世帯主とは、主としてその収入によって世帯の生計を支えている職員で、上記ロの扶養親族を有するものをいう。
 - ニ 扶養親族のない世帯主とは、主としてその収入によって世帯の生計を支えている職員で、上記ロの扶養親族を有しないが、居住のため、1世帯を構えているもの又は下宿、寮等の1部屋を専用しているものをいう。
- (2) 経過措置対象職員が基準日において次のいずれかに該当するときは、前号本文の規定にかかわらず、寒冷地手当を支給しない。
- イ 月の初日から末日まで本邦外にある者(前号の表に掲げる世帯等の区分において、基準日に「扶養親族が3人以上ある職員」又は「扶養親族が1人又は2人ある職員」に該当する世帯主で当該扶養親族が本邦に居住するものを除く。)
 - ロ 本邦外から本邦に帰還後身分保留期間中の職員
 - ハ 就業規則第12条第1項第1号及び第3号から第10号までの規定に該当して休職にされている職員のうち、給与の支給を受けていない職員
 - ニ 就業規則第12条第1項第2号の規定に該当して休職にされている職員
 - ホ 就業規則第65条の規定により休業している職員
 - ヘ 就業規則第72条第1項各号のいずれかに該当して出勤停止にされている職員
 - ト 教育職員人事規程第15条第1項の規定により休業している職員
- (3) 基準日に次に掲げる職員には、経過措置対象職員に準じて、それぞれ次に掲げる寒冷地手当額を支給する。
- イ 旧基準日以降、交流職員等から引き続き職員に採用された者のうち、採用直前の機関において改正前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律の適用を受ける地域又は官署(以下「旧寒冷地」という。)に在勤していた者で一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成16年法律第136号。以下「改正後の給与法等」という。)附則第9項及びそれに相当する規程等の経過措置対象職員となっていた者 次に掲げる①及び②で算出される寒冷地手当額を比較して最も少なくなる寒冷地手当の額
 - ① 職員が基準日において、旧基準日以降在勤したことのある旧寒冷地のうち、旧寒冷地における改正後の給与法等附則第9項から第16項までに規定する経過措置を適用したとしたならば算出される最も少なくなる額
 - ② 第1号の規定により算出される額(世帯等の区分は、旧基準日以降在勤したことのある旧寒冷地で支給されたその者の寒冷地手当の額の最も低い額の世帯等の区分とする。)
 - ロ 旧基準日の前日に国立大学法人金沢大学非常勤職員就業規則(以下「非常勤就業規則」という。)第2条に規定する日日雇用職員、医員及び医員(研修医)として在職し、旧基準日以降、引き続き職員に採用された者(3月30日に任期満了により退職し、同年4月1日に採用となった者を含む。) 第1号の規定により算出される額(世帯等の区分は、扶養親族のない世帯主又はその他の職員に限る。)
- (4) 就業規則第12条第1項第1号及び第3号から第10号までの規定に該当して休職にされている経過措置対象職員のうち、給与の支給を受けている者の寒冷地手当の額は、第1号の規定による額にその者の本給の支給について用いられた割合を乗じて得た額とする。
- (5) 経過措置対象職員が、次に掲げる場合に該当するときは、当該経過措置対象職員の寒冷地手当の額は、第1号に定める額を基準日のある月の現日数から就業規則第47条に規定する週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算して得た額とする。
- イ 基準日において第2号(イ)から(ト)までに掲げる職員(以下「支給対象外職員」という。)又は前号に該当する職員のいずれにも該当しない者が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、支給対象外職員又は前号に該当する職員となった場合
 - ロ 基準日において支給対象外職員又は前号に該当する職員のいずれかに該当する者が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、支給対象外職員又は前号に該当する職員のいずれにも該当しない職員となった場合

ハ 基準日において前号に該当する職員が、当該基準日の属する月の末日までの間に支給対象外職員となった場合
ニ 基準日において前号に該当する職員について、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、その者の本給の支給について用いられた割合が変更された場合

- 3 前項の規定により寒冷地手当の支給を受ける職員が、基準日の属する月に第19条又は第20条による時間外・休日労働又は夜間勤務を行ったときは、第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、当該寒冷地手当の支給月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52時間を乗じたもので除して得た額を加算して、第19条又は第20条の規定を適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成17年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

(特定の職務の級の切替え)

- 2 平成18年4月1日(以下「切替日」という。)の前日においてその者が属していた職務の級(以下「旧級」という。)が附則別表第1に掲げられている職務の級であった職員の切替日における職務の級(以下「新級」という。)は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に2の職務の級が掲げられているときは、別に定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。

(号給の切替え)

- 3 切替日の前日において別表第1の各本給表の適用を受けていた職員の切替日における号給(以下「新号給」という。)は、別に定める場合を除き、旧級、切替日の前日においてその者が受けていた号給(以下「旧号給」という。)及びその者が旧号給を受けていた期間(別の定める職員にあっては、別に定める期間)に応じて、別に定める号給とする。

(職務の級における最高の号給を超える本給月額の切替え)

- 4 切替日の前日において別表第1の各本給表に定める職務の級における最高の号給を超える本給月額を受けていた職員の切替日における号給は、別に定める。

(切替日前の異動者の号給の調整)

- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び別に定めるこれに準ずる職員の新号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(本給の切替えに伴う経過措置)

- 6 切替日の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける本給月額が同日において受けていた本給月額に達しないこととなる職員(切替日以降に初任給異動をした職員及び再雇用職員となった者を除く。)には、平成21年11月30日までの間、本給月額のほか、その差額に相当する額を本給として支給する。

(前項の権衡職員)

- 7 切替日の前日から引き続き本給表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、同項の規定に準じて、本給を支給する。

- 8 切替日以降に新たに本給表の適用を受けることとなった職員について、採用の事情等を考慮して前2項の規定による本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、本給を支給する。

(本給の切替えに伴う経過措置による読み替え)

- 9 前条の規定による本給を支給される職員に関する第24条(本給の調整額)第2項、第26条(義務教育等教員特別手当)第2項及び第27条(教職調整額)第2項の適用については、各項目「本給月額」とあるのは、「本給月額と平成18年4月1日施行附則第6項から第8項までの規定による本給の額との合計額」とする。

(平成22年3月31日までの間における昇給の号給数)

- 10 規程第9条に規定する昇給の号給数は、別表第4にかかわらず、平成19年1月1日から平成22年1月1日までにあつては、附則別表第2に掲げる号給数とする。

(切替日における昇格又は降格の特例)

- 11 切替日に昇格又は降格した職員については、当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が切替日に受けること

となる号給を切替日の前日に受けていたものとみなして第7条又は第8条の規定を適用する。

(平成19年3月31日までの間における地域手当の支給割合)

- 12 平成19年3月31日までの間における第14条第1項に規定する地域手当の適用については、支給割合欄中「100分の3」とあるのは、「100分の1」、「100分の18」とあるのは「100分の13」とする。

(地域手当に関する経過措置)

- 13 この規定の施行の際現に異動に係る改正前の第14条の規定の適用を受けている職員に対する当該適用に係る異動に係る地域手当の支給及び切替日の前日においてこの規定による改正前の第14条第1項に定める支給地域に在勤する者が第14条第4項に規定する異動をした場合における当該職員に対する当該異動に係る地域手当の支給に関する第14条の規定の適用については、異動前の支給割合は調整手当の支給割合とする。

附則別表第1(附則第2項関係)

本給表	旧級	新級
一般職本給表(一)	1級	1級
	2級	
	3級	2級
	4級	3級
	5級	
	6級	4級
	7級	5級
	8級	6級
	9級	7級
	10級	8級
	11級	9級
		10級
一般職本給表(二)	3級	3級
	4級	
	5級	4級
	6級	5級

附則別表第2(附則第10項関係)

昇給区分		A	B	C	D	E
平成20年1月から 平成22年1月まで	特定職員(55歳未満の者)	7	5	2	1	0
	一般職員(特定職員以外の職員で55歳未満の者)	7	5	3	1	0
	55歳以上の職員(一般職(二)本給表適用職員にあっては57歳以上)	3	2	1	0	0
平成19年1月	特定職員	5	3	1	0	0
	特定職員の55歳以上	2	1	0	0	0
		特に良好		良好	良好であると認められない	
	一般職員	5	2		1又は0	
	一般職員の55歳(一般職(二)は57歳)以上	2	0		0	

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成19年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
(管理職手当に関する経過措置)
- 2 施行日前から引続き施行日以後同一の職務区分による改正後の第13条の規定による管理職手当を受けることとなる職員のうち、この規程による改正後の管理職手当の額が施行日の前日に受けている額に達しないこととなる職員には、当該管理職手当のほか、当該管理職手当の額と施行日の前日に受けている額との差額に相当する額に次の各号に掲げる

期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を管理職手当として支給する。

- (1) 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の100
 - (2) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の75
 - (3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の50
 - (4) 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで 100分の25
- 3 前項の規定は、交流職員等から引き続き職員となった場合で本学と同様の手当を受けていた者について、本学の職員との均衡上必要があると認められる場合に準用する。
(平成20年3月31日までの間における地域手当の支給割合)
- 4 平成20年3月31日までの間における第14条第1項に規定する地域手当の適用については、支給割合欄中「100分の3」とあるのは、「100分の2」に、「100分の18」とあるのは「100分の14.5」とする。
(広域異動手当に関する経過措置)
- 5 平成20年3月31日までの間については、給与規程第14条の2第1項第1号中「100分の6」とあるのは「100分の4」と、同項第2号中「100分の3」とあるのは「100分の2」とする。
- 6 第14条の2の規定は、平成16年4月2日からこの規程の施行日の前日までの間に職員がその勤務箇所を異にして異動した場合についても適用する。この場合において、同条第1項中「当該異動等の日から」とあるのは、「平成19年4月1日から当該異動等の日以後」とする。
- 7 施行日前から在職する助手のうち、施行日前に第24条の規定による大学院研究科に在学する学生の指導(以下この項で「学生の指導」という。)に常時従事することによる本給の調整額を受けていたことのある者で、施行日以後学生の指導に常時従事するものについては、学生の指導を行う助教に準じて本給の調整額を支給する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成19年12月25日から施行し、平成19年4月1日から適用する。ただし、平成19年12月1日前に退職した者(同日前に退職した者のうち、学長の要請に応じ、引き続いて他の国立大学法人等又は国家公務員等の職員となるための退職である者を除く。)を除く。
(平成19年12月期の勤勉手当の取扱いについて)
- 2 平成19年12月期の勤勉手当は、改正後の規定にかかわらず、第31条第3項中「100分の75」とあるのは「100分の77.5」に、「100分の95」とあるのは、「100分の97.5」に、別表第10(1)アを次の表に読み替えて適用する。

ア 再雇用職員以外の職員

区分	割合	
	特定幹部職員	その他の職員
勤務成績が特等に優秀な職員 (勤勉手当に係る勤務期間の期間率が100%未満の者を除く。)	131.5%	105.5%
勤務成績が優秀な職員 (勤勉手当に係る勤務期間の期間率が100%未満の者を除く。)	113%	87.5%
勤務成績が良好な職員	94.5%	74.5%
就業規則第73条の規定による訓告又は嚴重注意を受けた職員	86%	66%
就業規則第72条第2項第1号の規定による譴責処分を受けた職員	71%	56%
就業規則第72条第2項第2号の規定による減給処分を受けた職員	51%	46%
就業規則第72条第2項第3号の規定による出勤停止処分を受けた職員	31%	36%

附 則

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
(平成21年3月31日までの間における地域手当の支給割合)
- 2 平成21年3月31日までの間における第14条第1項に規定する地域手当の適用については、支給割合欄中「100分の18」とあるのは「100分の16」とする。

附 則

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
(平成22年3月31日までの間における地域手当の支給割合)

- 2 平成22年3月31日までの間における第14条第1項に規定する地域手当の適用については、支給割合欄中「100分の18」とあるのは「100分の17」とする。

附 則

- 1 この規程は、平成21年6月1日から施行する。
 2 平成21年6月に支給する期末手当の期別支給割合は、第30条第2項表中

6月1日	100分の140	100分の120	100分の75
------	----------	----------	---------

を

6月1日	100分の125	100分の110	100分の70
------	----------	----------	---------

とする。

- 3 平成21年6月に支給する勤勉手当の総額は、第31条第3項第1号中「100分の75」とあるのは「100分の70」と、「100分の95」とあるのは「100分の85」と、同項第2号中「100分の35」とあるのは「100分の30」と、「100分の45」とあるのは「100分の40」とする。
 4 平成21年6月に支給する勤勉手当の成績率は、別表第10(1)成績率を次の表とする。

ア 再雇用職員以外の職員

区分	割合	
	特定幹部職員	その他の職員
勤務成績が特に優秀な職員(勤勉手当に係る勤務期間の期間率が100%未満の者を除く。)	116%	97%
勤務成績が優秀な職員(勤勉手当に係る勤務期間の期間率が100%未満の者を除く。)	99%	79.5%
勤務成績が良好な職員	82%	67%
就業規則第73条の規定による訓告又は嚴重注意を受けた職員	76%	61%
就業規則第72条第2項第1号の規定による譴責処分を受けた職員	63.5%	52%
就業規則第72条第2項第1号の規定による減給処分を受けた職員	45.5%	43%
就業規則第72条第2項第1号の規定による出勤停止処分を受けた職員	27.5%	33.5%

イ 再雇用職員

区分	割合			
	特定幹部職員		その他の職員	
	6月期	12月期	6月期	12月期
勤務成績が優秀な職員(勤勉手当に係る勤務期間の期間率が100%未満の者を除く。)	45%	55%	35%	45%
勤務成績が良好な職員	40%	50%	30%	40%
就業規則第73条の規定による訓告又は嚴重注意を受けた職員	36%	45%	28%	37.5%
就業規則第72条第2項第1号の規定による譴責処分を受けた職員	31%	40%	25.5%	35%
就業規則第72条第2項第1号の規定による減給処分を受けた職員	22%	30%	21.5%	30%
就業規則第72条第2項第1号の規定による出勤停止処分を受けた職員	13.5%	20%	17%	25%

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成21年12月1日(以下「切替日」という。)から施行する。
 (本給に関する経過措置について)
 2 切替日の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける本給月額が、平成18年改正規程第618号第6項の規定による額に100分の99.76を乗じて得られる額に達しないこととなる者には、平成22年11月30日までの間、本給月額のほか、その差額に相当する額を本給として支給する。

(管理職手当に関する経過措置について)

- 3 平成19年3月31日前から引き続き同一の職務区分の管理職手当を受ける職員で、その者の受ける管理職手当額が、平成19年改正規程第844号第2項の規定による額に100分の99.76を乗じて得られる額に達しないこととなる者には、管理職手当の額のほか、その差額に相当する額を管理職手当として支給する。

(平成21年12月期の期末手当の取扱いについて)

- 4 平成21年12月期の期末手当の取扱いについては、第30条第2項表中「100分の130」とあるのは、「100分の125」と、「100分の85」とあるのは「100分の80」とする。

(平成21年12月期の勤勉手当の取扱いについて)

- 5 平成21年12月期の勤勉手当の取扱いについては、第31条第3項中「100分の90」とあるのは、「100分の95」とする。
6 平成21年12月に支給する再雇用職員以外の職員の勤勉手当の成績率は、別表第10(1)アの表を次の表とする。

ア 再雇用職員以外の職員

区分	割合	
	特定幹部職員	その他の職員
勤務成績が特に優秀な職員 (勤勉手当に係る勤務時間の期間率が100%未満の者を除く。)	129%	97%
勤務成績が優秀な職員 (勤勉手当に係る勤務時間の期間率が100%未満の者を除く。)	110.5%	79.5%
勤務成績が良好な職員	92%	67%
就業規則第73条の規定による訓告又は嚴重注意を受けた職員	85%	61%
就業規則第72条第2項第1号の規定による譴責処分を受けた職員	71%	52%
就業規則第72条第2項第1号の規定による減給処分を受けた職員	51%	43%
就業規則第72条第2項第1号の規定による出勤停止処分を受けた職員	31%	33.5%

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成22年12月1日から施行する。ただし、改正後の別表第1(2)イ教育職本給表(一)その2及び別表第5については、平成23年4月1日から適用する。

(本給に関する経過措置について)

- 2 平成18年3月31日から引き続き同一の本給表の適用を受ける職員で、その者の本給月額が、同日において受けていた本給月額(平成21年12月1日において次に掲げる職員である者にあつては、当該本給月額にそれぞれ次に定める割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなるものには、平成24年6月30日までの間、本給月額のほか、その差額に相当する額を本給として支給する。

(1) 平成21年12月1日において現行の国立大学法人金沢大学職員給与規程の一部を改正する規程附則第2項に掲げる職員であった者(2)において「平成21年度減額改定対象職員」という。) 100分の99.59

(2) 平成21年度減額改定対象職員以外の職員 100分の99.83

- 3 平成30年3月31日までの間、職員(次の表の本給表欄に掲げる本給表の適用を受ける職員(再雇用職員を除く。))のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者に限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。)の給与等の支給に対する本給の額は、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあつては、特定職員となった日)以後、当該特定職員の本給月額(当該特定職員が前項の規定の適用を受ける者である場合にあつては、同項によって得られる本給月額)に100分の98.5を乗じて得られる額とする。

本給表	職務の級
一般職(一)	6級
教育職(一)	5級
教育職(二)	4級
教育職(三)	4級
医療職(一)	6級
医療職(二)	6級

- 4 前項に該当することとなる特定職員に対する管理職手当の額は、別表第5に定める額に100分の98.5を乗じて得た額とする。

- 5 第3項の規定が適用される間、第31条第3項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算

出した額から、同号に掲げる職員で前項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.0125(特定管理職員にあっては、100分の1.3125)を乗じて得た額の総額に相当する額を減じた額とする。

(平成22年4月1日前に55歳に達した職員に関する読替え)

- 6 平成22年4月1日前に55歳に達した職員に対する第3項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「平成22年12月1日」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。

(平成22年12月期の期末手当の取扱いについて)

- 7 平成22年12月期の期末手当の取扱いについては、第30条第2項表中「100分の137.5」とあるのは、「100分の135」と、「100分の117.5」とあるのは「100分の115」とする。

(平成22年12月期の勤勉手当の取扱いについて)

- 8 平成22年12月期の勤勉手当の取扱いについては、第31条第3項中「100分の67.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の87.5」とあるのは「100分の85」とし、附則第5項中「100分の1.0125」とあるのは「100分の0.975」と、「100分の1.3125」とあるのは「100分の1.275」とする。

- 9 平成22年12月に支給する勤勉手当の成績率は、別表第10(1)の表を次の表とする。

ア 再雇用職員以外の職員

区分	割合	
	特定幹部職員	その他の職員
勤務成績が特に優秀な職員 (勤勉手当に係る勤務期間の期間率が100%未満の者を除く。)	115	90%
勤務成績が優秀な職員 (勤勉手当に係る勤務期間の期間率が100%未満の者を除く。)	98.5%	73.5%
勤務成績が良好な職員	82%	62%
就業規則第73条の規定による訓告又は嚴重注意を受けた職員	75%	56%
就業規則第72条第2項第1号の規定による譴責処分を受けた職員	63%	48%
就業規則第72条第2項第2号の規定による給処分を受けた職員	45%	40%
就業規則第72条第2項第3号の規定による出勤停止処分を受けた職員	28%	31

イ 再雇用職員

区分	割合	
	6月期	12月期
勤務成績が優秀な職員 (勤勉手当に係る勤務期間の期間率が100%未満の者を除く。)	40%	35%
勤務成績が良好な職員	35%	30%
就業規則第73条の規定による訓告又は嚴重注意を受けた職員	32.5%	28%
就業規則第72条第2項第1号の規定による譴責処分を受けた職員	30%	25.5%
就業規則第72条第2項第2号の規定による減給処分を受けた職員	25%	21.5%
就業規則第72条第2項第3号の規定による出勤停止処分を受けた職員	15%	17%

(平成23年4月1日における号給の調整)

- 10 平成23年4月1日において43歳に満たない職員のうち、平成22年1月1日において昇給した職員(同日における昇給の号給数の決定の状況を考慮して別に定める職員を除く。)その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員の平成23年4月1日における号給は、この項の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年12月19日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成24年7月1日から施行する。

(本給に関する経過措置について)

- 2 平成18年3月31日から引き続き同一の本給表の適用を受ける職員で、その者の本給月額が、同日において受けていた本給月額(平成21年12月1日において次の各号に掲げる職員である者にあつては、当該本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなるものには、平成26年3月31日までの間、本給月額のほか、その差額に相当する額(国立大学法人金沢大学職員給与規程の一部を改正する規程(平成22年規程第1480号)附則第3項の表の本給表欄に掲げる本給表の適用を受ける職員(再雇用職員を除く。)のうち、その職務の級が同項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者(以下この項

において「特定職員」という。)にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)を本給として支給する。

(1) 平成21年12月1日において国立大学法人金沢大学職員給与規程の一部を改正する規程(平成21年規程第1370号)附則第2項に掲げる職員であった者 100分の99.1

(2) 前号に掲げる職員以外の職員 100分の99.34

(端数計算)

3 前項の規定により本給月額を支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(平成24年7月1日における号給の調整)

4 平成24年4月1日において36歳に満たない職員のうち、当該職員の平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日の第9条の規定による昇給その他の号給の決定の状況(以下この項、次項及び第6項において「調整考慮事項」という。)を考慮して調整の必要があるものとして別に定める職員の平成24年7月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給(同日において30歳に満たない職員のうち、職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして別に定める職員にあっては、2号給)上位の号給とする。

(平成25年4月1日における号給の調整)

5 平成25年4月1日において第2項の規定による本給に関する状況を考慮して別に定める年齢に満たない職員のうち、当該職員の調整考慮事項及び平成24年7月1日における号給の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして別に定める職員の平成25年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給(職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして別に定める職員にあっては、2号給)上位の号給とする。

(平成26年4月1日における号給の調整)

6 平成26年4月1日において第2項の規定による本給に関する状況を考慮して別に定める年齢に満たない職員のうち、当該職員の調整考慮事項及び平成24年7月1日及び平成25年4月1日における号給の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして別に定める職員の平成26年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給(職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして別に定める職員にあっては、2号給)上位の号給とする。

7 就業規則第65条第2項に掲げる育児短時間勤務職員に対する前3項の規定の適用については、これらの規定中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の本給月額は、当該号給に応じた額に、第35条第2項に規定する算出率を乗じて得た額とする」とする。

(委任)

8 前項までに定めるもののほか、前項までの規定の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

(本給に関する経過措置について)

2 平成18年3月31日から引き続き同一の本給表の適用を受ける職員で、その者の本給月額が、同日において受けていた本給月額(平成21年12月1日において次の各号に掲げる職員である者にあっては、当該本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなるものには、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間、本給月額のほか、平成26年3月31日におけるその差額に相当する額の2分の1の額(その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)を本給として支給する。ただし、国立大学法人金沢大学職員給与規程の一部を改正する規程(平成22年規程第1480号)附則第3項の表の本給表欄に掲げる本給表の適用を受ける職員(再雇用職員を除く。)のうち、その職務の級が同項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者(以下この項において「特定職員」という。)にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、当該本給に100分の98.5を乗じて得た額とする。

(1) 平成21年12月1日において国立大学法人金沢大学職員給与規程の一部を改正する規程(平成21年規程第1370号)附則第2項に掲げる職員であった者 100分の99.1

(2) 前号に掲げる職員以外の職員 100分の99.34

附 則

この規程は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年1月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成27年3月1日から施行する。
(平成26年12月期の勤勉手当の取扱いについて)
- 2 平成26年12月期の勤勉手当の取扱いについては、第31条第3項表中「100分の75」とあるのは、「100分の82.5」と、「100分の95」とあるのは、「100分の102.5」とする。
- 3 平成26年12月期に支給する勤勉手当の成績率は、別表10(1)の表を次の表とする。

ア 再雇用職員以外の職員

区 分	割合	
	特定幹部職員	その他の職員
勤務成績が特に優秀な職員 (勤勉手当に係る勤務期間の期間率が100%未満の者を除く。)	139.5%	114.5%
勤務成績が優秀な職員 (勤勉手当に係る勤務期間の期間率が100%未満の者を除く。)	119.5%	94%
勤務成績が良好な職員	99.5%	79.5%
就業規則第73条の規定による訓告又は嚴重注意を受けた職員	91%	72%
就業規則第72条第2項第1号の規定による譴責処分を受けた職員	75%	61.5%
就業規則第72条第2項第2号の規定による減給処分を受けた職員	53.5%	50.5%
就業規則第72条第2項第3号の規定による出勤停止処分を受けた職員	31.5%	39%

イ 再雇用職員

区 分	割合
	12月期
勤務成績が優秀な職員 (勤勉手当に係る勤務期間の期間率が100%未満の者を除く。)	43.5%
勤務成績が良好な職員	37.5%
就業規則第73条の規定による訓告又は嚴重注意を受けた職員	34.5%
就業規則第72条第2項第1号の規定による譴責処分を受けた職員	31.5%
就業規則第72条第2項第2号の規定による減給処分を受けた職員	26.5%
就業規則第72条第2項第3号の規定による出勤停止処分を受けた職員	20.5%

(一時金の支給)

- 4 この規程による改正前の国立大学法人金沢大学職員給与規程(以下「旧規程」という。)の適用を受けた職員で、引き続き新規程の適用を受けるものについては、平成26年4月1日以降において旧規程の適用を受けた期間(以下「対象期間」という。)に新規程を適用したものとみなした場合に支給されることとなる給与の額と対象期間において旧規程により支給された給与の額の差額に相当する額を一時金として支給する。ただし、平成27年3月1日前に退職した者のうち、学長の要請に応じ、引き続いて他の国立大学法人等又は国家公務員等の職員となるための退職である者を含む。

附 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日(以下「切替日」という。)から施行する。
(本給の切替えに伴う経過措置について)
- 2 施行日の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける本給月額が同日において受けていた本給月額に達しないこととなるもの(別に定める者を除く。)には、平成30年3月31日までの間、本給月額のほか、その差額に相当する額を本給として支給する。ただし、国立大学法人金沢大学職員給与規程の一部を改正する規程(平成22年規程第1480号)附則第3項の表の本給表欄に掲げる本給表の適用を受ける職員(再雇用職員を除く。)のうち、その職務の級

が同項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下この項において「特定職員」という。）にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、当該本給に100分の98.5を乗じて得た額とする。

（前項の権衡職員）

3 切替日の前日から引き続き本給表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、同項の規定に準じて、本給を支給する。

4 切替日以降に新たに本給表の適用を受けることになった職員について、採用の事情等を考慮して前2項の規定による本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、本給を支給する。

（本給の切替えに伴う経過措置による読み替え）

5 前3項の規定による本給を支給される職員に関する第27条第2項及び第35条第2項の適用については、「本給月額」とあるのは、「本給月額と前3項の規定による本給の額との合計額」とする。

（平成28年3月31日までの間における地域手当の支給割合）

6 平成28年3月31日までの間については、第14条第1項に規定する地域手当の適用については、支給割合中「100分の20」とあるのは「100分の18.5」と、「100分の15」とあるのは「100分の14」とする。

（広域異動手当に関する特例）

7 切替日から平成28年3月31日までの間に職員がその勤務する勤務箇所を異にして異動した場合又は職員の勤務する勤務箇所が移転した場合における当該職員に対する当該異動又は移転に係る広域移動手当の支給に関する第14条の2第1項第1号の規定の適用については、同項第1号中「100分の10」とあるのは「100分の8」と、同項第2号中「100分の5」とあるのは「100分の4」とする。

（広域異動手当に関する経過措置）

8 切替日前に職員がその勤務する勤務箇所を異にして異動した場合又は職員の勤務する勤務箇所が移転した場合における当該職員に対する当該異動又は移転に係る広域移動手当の支給に関する第14条の2第1項第1号の規定の適用については、同項第1号中「100分の10」とあるのは「100分の6」と、同項第2号中「100分の5」とあるのは「100分の3」とする。

（単身赴任手当の経過措置）

9 平成28年3月31日までの間における単身赴任手当の基礎額の月額については、第17条第2項中「30,000円」とあるのは「26,000円」とする。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成28年3月1日から施行する。

（平成27年12月期の勤勉手当の取扱いについて）

2 平成27年12月期の勤勉手当の取扱いについては、第31条第3項中「100分の80」とあるのは、「100分の85」と、「100分の100」とあるのは、「100分の105」とする。

3 平成27年12月期に支給する勤勉手当の成績率は、別表10（1）の表を次の表とする。

ア 再雇用職員以外の職員

区 分	割合	
	特定幹部職員	その他の職員
勤務成績が特に優秀な職員 （勤勉手当に係る勤務期間の期間率が100%未満の者を除く。）	143%	118%
勤務成績が優秀な職員 （勤勉手当に係る勤務期間の期間率が100%未満の者を除く。）	122.5%	97%
勤務成績が良好な職員	102%	82%
就業規則第73条の規定による訓告又は嚴重注意を受けた職員	93.5%	74%
就業規則第72条第2項第1号の規定による譴責処分を受けた職員	77%	63.5%
就業規則第72条第2項第2号の規定による減給処分を受けた職員	54.5%	52%

就業規則第72条第2項第3号の規定による出勤停止処分を受けた職員	32.5%	40.5%
----------------------------------	-------	-------

イ 再雇用職員

区 分	割合
	12月期
勤務成績が優秀な職員 (勤勉手当に係る勤務期間の期間率が100%未満の者を除く。)	46.5%
勤務成績が良好な職員	40%
就業規則第73条の規定による訓告又は嚴重注意を受けた職員	36.5%
就業規則第72条第2項第1号の規定による譴責処分を受けた職員	33.5%
就業規則第72条第2項2号の規定による減給処分を受けた職員	28%
就業規則第72条第2項3号の規定による出勤停止処分を受けた職員	22%

(一時金の支給)

4 この規程による改正前の国立大学法人金沢大学職員給与規程(以下「旧規程」という。)の適用を受けた職員で、引き続き新規規程の適用を受けるものについては、平成27年4月1日以降において旧規程の適用を受けた期間(以下「対象期間」という。)に新規規程を適用したものとみなした場合に支給されることとなる給与の額と対象期間において旧規程により支給された給与の額の差額に相当する額を一時金として支給する。ただし、平成28年3月1日前に退職した者のうち、学長の要請に応じ、引き続いて他の国立大学法人等又は国家公務員等の職員となるための退職である者を含む。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

(本給の調整額に関する経過措置について)

2 本給の調整額については、別表第6(1)の職員区分⑧の調整数欄中「1」とあるのは、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間においては「2」と、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間においては「1.75」と、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間においては「1.5」とする。

(義務教育等教員特別手当に関する経過措置について)

3 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に支給する義務教育等教員特別手当については、別表第8を次の表とする。

(1) 教育職本給表(二)の適用を受ける者

(単位：円)

号給\級	1級	2級	3級	4級
1~4	3,900	5,000	10,100	13,500
5~8	4,100	5,200	10,400	13,800
9~12	4,200	5,500	10,700	14,100
13~16	4,400	5,800	11,100	14,400
17~20	4,700	6,000	11,400	14,800
21~24	4,900	6,200	11,700	15,100
25~28	5,100	6,600	11,900	15,300
29~32	5,400	7,100	12,200	15,500
33~36	5,600	7,400	12,600	15,800
37~40	5,800	7,700	12,900	15,900
41~44	6,100	8,300	13,200	
45~48	6,300	8,600	13,500	
49~52	6,600	8,900	13,700	
53~56	6,800	9,600	14,000	
57~60	7,000	9,900	14,200	
61~64	7,200	10,200	14,400	
65~68	7,400	10,500	14,600	
69~72	7,700	10,800	14,800	
73~76	7,900	11,100	14,900	

77~80	8,100	11,400	15,100	
81~84	8,200	11,600		
85~88	8,400	11,800		
89~92	8,500	12,200		
93~96	8,700	12,400		
97~100	8,800	12,600		
101~104	9,000	12,900		
105~108	9,100	13,100		
109~112	9,200	13,300		
113~116	9,200	13,400		
117~120	9,400	13,600		
121~124	9,500	13,700		
125~128	9,600	13,900		
129~132	9,700	14,000		
133~136	9,800	14,100		
137~140	9,900	14,100		
141~144	9,900	14,100		
145~148	10,100	14,100		
149~152	10,200			
153	10,300			

(2) 教育職本給表(三)の適用を受ける者

(単位：円)

号給\級	1級	2級	3級	4級
1~4	3,900	4,200	8,400	13,500
5~8	4,100	4,500	8,800	13,800
9~12	4,200	4,700	9,100	14,100
13~16	4,400	5,000	9,800	14,400
17~20	4,700	5,200	10,100	14,800
21~24	4,900	5,500	10,400	15,100
25~28	5,100	5,800	10,700	15,300
29~32	5,400	6,000	11,100	15,500
33~36	5,600	6,200	11,400	15,800
37~40	5,800	6,600	11,700	15,900
41~44	6,100	7,100	11,900	
45~48	6,300	7,400	12,200	
49~52	6,600	7,700	12,600	
53~56	6,800	8,300	12,900	
57~60	7,000	8,600	13,200	
61~64	7,200	8,900	13,500	
65~68	7,400	9,600	13,700	
69~72	7,700	9,900	14,000	
73~76	7,900	10,200	14,200	
77~80	8,100	10,500	14,400	
81~84	8,200	10,800	14,600	
85~88	8,400	11,100	14,800	
89~92	8,500	11,400	14,900	
93~96	8,700	11,600	15,100	
97~100	8,800	11,800		
101~104	9,000	12,200		
105~108	9,100	12,400		
109~112	9,200	12,600		
113~116	9,200	12,900		
117~120	9,400	13,100		
121~124	9,500	13,300		
125~128	9,600	13,400		
129~132		13,600		
133~136		13,700		

137~140		13,900		
141~144		14,000		
145~157		14,100		

4 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に支給する義務教育等教員特別手当については、別表第8を次の表とする。

(1) 教育職本給表(二)の適用を受ける者

(単位：円)

号給\級	1級	2級	3級	4級
1~4	2,900	3,600	7,400	9,900
5~8	3,000	3,800	7,600	10,100
9~12	3,100	4,100	7,900	10,400
13~16	3,200	4,200	8,100	10,600
17~20	3,400	4,400	8,300	10,800
21~24	3,600	4,600	8,600	11,000
25~28	3,800	4,800	8,700	11,200
29~32	3,900	5,100	9,000	11,300
33~36	4,100	5,400	9,200	11,500
37~40	4,300	5,600	9,400	11,700
41~44	4,500	6,000	9,700	
45~48	4,600	6,300	9,900	
49~52	4,800	6,500	10,100	
53~56	4,900	6,900	10,200	
57~60	5,100	7,200	10,400	
61~64	5,300	7,500	10,600	
65~68	5,400	7,700	10,700	
69~72	5,600	7,900	10,800	
73~76	5,700	8,100	10,900	
77~80	5,900	8,300	11,100	
81~84	6,000	8,500		
85~88	6,100	8,700		
89~92	6,300	8,900		
93~96	6,400	9,100		
97~100	6,500	9,300		
101~104	6,600	9,400		
105~108	6,700	9,600		
109~112	6,700	9,700		
113~116	6,800	9,800		
117~120	6,900	10,000		
121~124	6,900	10,100		
125~128	7,000	10,200		
129~132	7,100	10,200		
133~136	7,200	10,300		
137~140	7,200	10,400		
141~144	7,300	10,400		
145~148	7,400	10,400		
149~153	7,500			

(2) 教育職本給表(三)の適用を受ける者

(単位：円)

号給\級	1級	2級	3級	4級
1~4	2,900	3,100	6,200	9,900
5~8	3,000	3,300	6,400	10,100
9~12	3,100	3,500	6,700	10,400
13~16	3,200	3,600	7,100	10,600
17~20	3,400	3,800	7,400	10,800
21~24	3,600	4,100	7,600	11,000
25~28	3,800	4,200	7,900	11,200

29~32	3,900	4,400	8,100	11,300
33~36	4,100	4,600	8,300	11,500
37~40	4,300	4,800	8,600	11,700
41~44	4,500	5,100	8,700	
45~48	4,600	5,400	9,000	
49~52	4,800	5,600	9,200	
53~56	4,900	6,000	9,400	
57~60	5,100	6,300	9,700	
61~64	5,300	6,500	9,900	
65~68	5,400	6,900	10,100	
69~72	5,600	7,200	10,200	
73~76	5,700	7,500	10,400	
77~80	5,900	7,700	10,600	
81~84	6,000	7,900	10,700	
85~88	6,100	8,100	10,800	
89~92	6,300	8,300	10,900	
93~96	6,400	8,500	11,100	
97~100	6,500	8,700		
101~104	6,600	8,900		
105~108	6,700	9,100		
109~112	6,700	9,300		
113~116	6,800	9,400		
117~120	6,900	9,600		
121~124	6,900	9,700		
125~128	7,000	9,800		
129~132		10,000		
133~136		10,100		
137~144		10,200		
145~148		10,300		
149~157		10,400		

附 則

(施行期日)

- この規程は、平成29年3月1日から施行する。
(平成28年12月期の勤勉手当の取扱いについて)
- 平成28年12月期の勤勉手当の取扱いについては、第31条第3項中「100分の85」とあるのは、「100分の90」と、「100分の105」とあるのは、「100分の110」と、「100分の40」とあるのは「100分の42.5」とする。
- 平成28年12月月に支給する勤勉手当の成績率は、別表10(1)の表を次の表とする。

ア 再雇用職員以外の職員

区 分	割合	
	特定幹部職員	その他の職員
勤務成績が特に優秀な職員 (勤勉手当に係る勤務期間の期間率が 100%未満の者を除く。)	150%	125%
勤務成績が優秀な職員 (勤勉手当に係る勤務期間の期間率が 100%未満の者を除く。)	128.5%	103%
勤務成績が良好な職員	107%	87%
就業規則第73条の規定による訓告又は厳 重注意を受けた職員	98%	78.5%
就業規則第72条第2項第1号の規定による 譴責処分を受けた職員	81%	67%
就業規則第72条第2項第2号の規定による	57.5%	55%

減給処分を受けた職員		
就業規則第72条第2項第3号の規定による出勤停止処分を受けた職員	34%	43%

イ 再雇用職員

区 分	割合
	12月期
勤務成績が優秀な職員 (勤勉手当に係る勤務期間の期間率が100%未満の者を除く。)	47.5%
勤務成績が良好な職員	41%
就業規則第73条の規定による訓告又は嚴重注意を受けた職員	37.5%
就業規則第72条第2項第1号の規定による譴責処分を受けた職員	34.5%
就業規則第72条第2項2号の規定による減給処分を受けた職員	29%
就業規則第72条第2項3号の規定による出勤停止処分を受けた職員	22.5%

(一時金の支給)

- 4 この規程による改正前の国立大学法人金沢大学職員給与規程（以下「旧規程」という。）の適用を受けた職員で、引き続き新規程の適用を受けるものについては、平成28年4月1日以降において旧規程の適用を受けた期間（以下「対象期間」という。）に新規程を適用したものとみなした場合に支給されることとなる給与の額と対象期間において旧規程により支給された給与の額の差額に相当する額を一時金として支給する。ただし、新規程を適用したものとみなす場合の勤勉手当の成績率にあつては、平成28年6月期については旧規程の定めによるものとし、12月期については前2項の定めによるものとする。
- 5 前項の規定については、平成29年3月1日前に退職した者のうち、学長の要請に応じ、引き続いて他の国立大学法人等又は国家公務員等の職員となるための退職である者を含む。

附則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
(平成32年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)
- 2 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、改正後の第12条第1項ただし書及び第7項第3号から第6号までの規定は適用せず、第12条第3項及び第5項から第7項の規定の適用については、第3項中「扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（教育職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が5級である者、一般職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が8級である者及び医療職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が8級の者（以下「教（一）5級職員等」という。）にあつては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき8,000円（職員に配偶者が不在の場合にあつては、そのうち1人については10,000円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子が不在の場合にあつては、そのうち1人については9,000円）」と、第5項中「扶養親族（般（一）9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、般（一）9級以上職員から般（一）9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者が不在ときは、その旨を含む。）」と、同項第1号中「場合（般（一）9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあるのは「場合」と、同項中「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者があ

る場合（扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び般（一）9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）なお、事実が生じた日については、職員又は当該扶養親族がその事実の生じたことを了知し得るべきこととなった日（郵便等の通知の場合は、同居の家族が当該郵便等の通知を受領した日。ただし、単に金額が確定していない等通知をあらかじめ受領することを了知している場合及び手続き等の遅れによって遡及して支給される場合を除く。）とする。」とあるのは「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）なお、事実が生じた日については、職員又は当該扶養親族がその事実の生じたことを了知し得るべきこととなった日（郵便等の通知の場合は、同居の家族が当該郵便等の通知を受領した日。ただし、単に金額が確定していない等通知をあらかじめ受領することを了知している場合及び手続き等の遅れによって遡及して支給される場合を除く。）とする。」(3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）(4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）と、第6項中「扶養親族（般（一）9級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、般（一）9級以上職員から般（一）9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が般（一）9級以上職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、般（一）9級以上職員以外の職員から般（一）9級以上職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が般（一）9級以上職員となった日」とあるのは「死亡した日」と、第7項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号若しくは第7号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第5項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第2号中「扶養親族（般（一）9級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

- 3 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、改正後の第12条第1項ただし書及び第7項第3号から第6号までの規定は適用せず、第12条第3項及び第5項から第7項の規定の適用については、第3項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「（教育職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が5級である者、一般職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が8級である者及び医療職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が8級の者（以下「教（一）5級職員等」という。）にあっては、3,500円）、前項第2号」とあるのは「同項第2号」と、第5項中「扶養親族（般（一）9級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、般（一）9級以上職員から般（一）9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合（般（一）9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第2号中「場合及び般（一）9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、第6項中「扶養親族（般（一）9級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、般（一）9級以上職員から般（一）9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が般（一）9級以上職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、般（一）9級以上職員以外の職員から般（一）9級以上職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が般（一）9級以上職員となった日」とあるのは「死亡した日」と、第7

項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（般（一）9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

- 4 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、改正後の第12条第1項ただし書並びに第7項第3号及び第5号の規定は適用せず、第12条第3項及び第5項から第7項の規定の適用については、第3項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）」と、「一般職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が8級」とあるのは「一般職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が8级以上」と、「教（一）5級職員等」とあるのは「般（一）8級以上職員等」と、「前項第2号」とあるのは「同項第2号」と、第5項中「扶養親族（般（一）9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、般（一）9級以上職員から般（一）9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合（般（一）9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第2号中「場合及び般（一）9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、第6項中「扶養親族（般（一）9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、般（一）9級以上職員から般（一）9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が般（一）9級以上職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、般（一）9級以上職員以外の職員から般（一）9級以上職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が般（一）9級以上職員となった日」とあるのは「死亡した日」と、第7項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号、第4号、第6号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（般（一）9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、同項第4号中「教（一）5級職員等が教（一）5級職員等及び般（一）9級以上職員」とあるのは「般（一）8級以上職員等が般（一）8級以上職員等」と、同項第6号中「教（一）5級職員等及び般（一）9級以上職員」とあるのは「般（一）8級以上職員等」と、「が教（一）5級職員等」とあるのは「が般（一）8級以上職員等」とする。

（休職者の給与に関する経過措置）

- 5 第33条第2項及び第3項の規定は、この規程の施行日の前日に、就業規則第12条第1項第1号により休職とされた職員及び特定病気休暇中である職員（引き続き病気休職の期間を含む）の引き続きその期間については、適用しない。

附則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成30年1月1日から施行する。ただし、第3条、第18条の2及び第21条の改正規程は平成29年10月6日から適用する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成30年3月1日から施行する。ただし、第38条の改正規程は平成29年10月6日から適用する。

（平成29年12月期の勤勉手当の取扱いについて）

- 2 平成29年12月期の勤勉手当の取扱いについては、第31条第3項中「100分の90」とあるのは、「100分の95」と、「100分の110」とあるのは、「100分の115」と、「100分の42.5」とあるのは「100分の45」とする。
- 3 平成29年12月月に支給する勤勉手当の成績率は、別表10（1）の表を次の表とする。

ア 再雇用職員以外の職員

区 分	割合	
	特定幹部職員	その他の職員
勤務成績が特に優秀な職員 （勤勉手当に係る勤務期間の期間率が100%未満の者を除く。）	157%	132.5%
勤務成績が優秀な職員 （勤勉手当に係る勤務期間の期間率が100%未満の者を除く。）	134.5%	109%
勤務成績が良好な職員	112%	92%
就業規則第73条の規定による訓告又は厳	102.5%	83%

重注意を受けた職員		
就業規則第72条第2項第1号の規定による譴責処分を受けた職員	84.5%	71%
就業規則第72条第2項第2号の規定による減給処分を受けた職員	60%	58.5%
就業規則第72条第2項第3号の規定による出勤停止処分を受けた職員	35.5%	45.5%

イ 再雇用職員

区 分	割合
	12 月期
勤務成績が優秀な職員 (勤勉手当に係る勤務期間の期間率が100%未満の者を除く。)	50.5%
勤務成績が良好な職員	43.5%
就業規則第73条の規定による訓告又は嚴重注意を受けた職員	40%
就業規則第72条第2項第1号の規定による譴責処分を受けた職員	36.5%
就業規則第72条第2項第2号の規定による減給処分を受けた職員	30.5%
就業規則第72条第2項第3号の規定による出勤停止処分を受けた職員	24%

(一時金の支給)

4 この規程による改正前の国立大学法人金沢大学職員給与規程(以下「旧規程」という。)の適用を受けた職員で、引き続き新規程の適用を受けるものについては、平成29年4月1日以降において旧規程の適用を受けた期間(以下「対象期間」という。)に新規程を適用したものとみなした場合に支給されることとなる給与の額と対象期間において旧規程により支給された給与の額の差額に相当する額を一時金として支給する。ただし、新規程を適用したものとみなす場合の勤勉手当の成績率にあっては、平成29年6月期については旧規程の定めによるものとし、12月期については前2項の定めによるものとする。

5 前項の規定については、平成30年3月1日前に退職した者のうち、学長の要請に応じ、引き続いて他の国立大学法人等又は国家公務員等の職員となるための退職である者を含む。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1 本給表(第5条関係)

(1) 一般職本給表

イ 一般職本給表(一)

号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	142,600	192,700	228,900	262,000	288,000	318,500	362,300	407,700	458,000	521,300
2	143,700	194,500	230,500	263,900	290,200	320,700	364,900	410,100	461,100	524,200
3	144,900	196,300	232,000	265,700	292,500	323,000	367,400	412,600	464,100	527,300
4	146,000	198,100	233,600	267,800	294,600	325,200	370,000	415,000	467,100	530,400
5	147,100	199,700	235,100	269,600	296,600	327,400	371,900	416,900	470,100	533,500
6	148,200	201,500	236,800	271,500	298,900	329,400	374,400	419,200	473,100	535,800
7	149,300	203,300	238,300	273,400	301,200	331,600	376,700	421,300	476,100	538,300
8	150,400	205,100	239,900	275,500	303,400	333,800	379,200	423,500	479,200	540,700
9	151,500	206,800	241,200	277,600	305,400	335,800	381,700	425,500	481,900	543,100
10	152,900	208,600	242,700	279,600	307,700	338,000	384,400	427,600	485,000	544,900
11	154,200	210,400	244,300	281,700	309,900	340,000	387,000	429,700	488,000	546,700
12	155,500	212,200	245,700	283,700	312,200	342,200	389,700	431,800	491,100	548,600

13	156,800	213,600	247,200	285,700	314,300	344,000	392,100	433,500	493,800	550,300
14	158,300	215,400	248,700	287,800	316,400	346,000	394,400	435,300	496,100	551,700
15	159,800	217,100	250,000	289,800	318,600	348,100	396,600	437,300	498,400	553,000
16	161,400	218,900	251,400	291,800	320,700	350,100	399,000	439,300	500,700	554,100
17	162,700	220,600	252,900	293,700	322,700	351,800	400,800	441,200	502,800	555,400
18	164,200	222,300	254,600	295,700	324,700	353,800	402,800	443,000	504,200	556,400
19	165,700	223,900	256,300	297,800	326,700	355,600	404,700	444,800	505,700	557,300
20	167,200	225,500	258,100	299,800	328,700	357,500	406,500	446,500	507,100	558,200
21	168,600	227,000	259,700	301,800	330,500	359,500	408,400	448,300	508,300	559,100
22	171,300	228,700	261,500	303,900	332,600	361,400	410,200	449,800	509,700	
23	173,900	230,300	263,200	305,900	334,600	363,400	412,000	451,200	511,200	
24	176,500	231,900	264,900	308,000	336,700	365,300	413,900	452,700	512,700	
25	179,200	233,100	266,900	309,700	338,100	367,300	415,700	454,100	513,800	
26	180,900	234,600	268,800	311,800	340,000	369,200	417,200	455,400	514,900	
27	182,600	236,000	270,600	313,800	341,900	371,200	418,700	456,700	516,100	
28	184,300	237,300	272,400	315,800	343,800	373,200	420,300	457,900	517,300	
29	185,800	238,600	274,100	317,600	345,500	374,700	421,900	458,900	518,300	
30	187,600	239,800	276,000	319,600	347,400	376,500	423,200	459,600	519,200	
31	189,400	240,800	277,900	321,700	349,300	378,300	424,500	460,400	520,100	
32	191,100	242,000	279,600	323,800	351,100	379,900	425,700	461,100	521,000	
33	192,700	243,300	281,200	325,100	353,000	381,700	426,900	461,800	521,800	
34	194,200	244,500	283,100	327,100	354,800	383,100	428,200	462,600	522,700	
35	195,700	245,700	284,900	329,000	356,600	384,600	429,500	463,300	523,400	
36	197,200	247,000	286,800	331,100	358,300	386,200	430,700	463,900	523,900	
37	198,500	247,900	288,400	333,000	359,700	387,600	431,900	464,400	524,600	
38	199,800	249,300	290,100	334,900	361,000	388,800	432,700	465,000	525,200	
39	201,100	250,700	291,900	336,900	362,400	390,000	433,500	465,600	526,000	
40	202,400	252,200	293,700	338,800	363,800	391,100	434,300	466,200	526,600	
41	203,700	253,600	295,300	340,700	365,100	392,200	434,900	466,700	527,100	
42	205,000	255,000	297,000	342,600	366,000	393,400	435,600	467,200		
43	206,300	256,400	298,500	344,400	367,100	394,600	436,300	467,600		
44	207,600	257,700	300,100	346,300	368,200	395,700	437,000	467,900		
45	208,800	258,900	301,700	347,800	369,000	396,400	437,800	468,200		
46	210,100	260,200	303,400	349,200	369,900	397,100	438,600			
47	211,400	261,600	305,000	350,700	370,800	397,800	439,000			
48	212,700	262,900	306,700	352,200	371,700	398,500	439,700			
49	213,800	264,100	307,700	353,800	372,600	399,100	440,200			
50	214,900	265,200	309,200	354,600	373,400	399,700	440,600			
51	215,900	266,500	310,700	355,800	374,200	400,200	441,000			
52	217,000	267,800	312,300	356,800	375,000	400,600	441,400			
53	218,100	268,800	313,900	357,700	375,700	401,000	441,800			
54	219,100	269,900	315,500	358,800	376,400	401,300	442,200			
55	220,000	271,200	317,100	359,700	377,100	401,600	442,600			
56	221,000	272,500	318,600	360,800	377,800	401,900	442,900			
57	221,500	273,500	320,100	361,700	378,300	402,200	443,200			
58	222,400	274,500	321,300	362,400	378,900	402,500	443,600			
59	223,200	275,400	322,500	363,100	379,500	402,800	443,900			

60	224,100	276,500	323,700	363,800	380,200	403,100	444,200			
61	224,800	277,600	324,400	364,200	380,600	403,400	444,500			
62	225,800	278,600	325,300	364,800	381,300	403,700				
63	226,600	279,500	326,100	365,500	381,900	404,000				
64	227,500	280,500	326,900	366,200	382,500	404,300				
65	228,200	281,100	327,800	366,500	382,900	404,600				
66	229,000	282,000	328,200	367,200	383,500	404,900				
67	229,900	282,700	328,900	367,900	384,100	405,200				
68	231,000	283,600	329,700	368,600	384,700	405,500				
69	231,700	284,600	330,500	368,900	385,100	405,700				
70	232,400	285,400	331,200	369,500	385,600	406,000				
71	233,000	286,200	331,900	370,200	386,100	406,300				
72	233,800	287,000	332,600	370,800	386,700	406,600				
73	234,600	287,800	333,100	371,100	387,000	406,800				
74	235,300	288,300	333,700	371,700	387,400	407,100				
75	236,000	288,700	334,200	372,400	387,800	407,400				
76	236,600	289,200	334,800	373,000	388,200	407,600				
77	237,300	289,300	335,100	373,400	388,500	407,800				
78	238,100	289,700	335,600	373,900	388,800	408,100				
79	238,900	289,900	336,000	374,500	389,100	408,400				
80	239,600	290,300	336,500	375,000	389,400	408,600				
81	240,200	290,500	336,900	375,500	389,600	408,800				
82	240,900	290,700	337,400	376,100	389,900	409,100				
83	241,600	291,100	337,900	376,600	390,200	409,400				
84	242,300	291,400	338,400	376,900	390,400	409,600				
85	242,900	291,700	338,700	377,300	390,600	409,800				
86	243,600	292,000	339,100	377,800	390,900					
87	244,300	292,300	339,600	378,200	391,200					
88	245,000	292,700	340,000	378,600	391,400					
89	245,600	293,000	340,300	379,000	391,600					
90	246,100	293,400	340,700	379,500	391,900					
91	246,400	293,700	341,200	379,900	392,200					
92	246,800	294,100	341,600	380,300	392,400					
93	247,100	294,200	341,800	380,600	392,600					
94		294,400	342,200							
95		294,800	342,700							
96		295,200	343,100							
97		295,400	343,200							
98		295,700	343,700							
99		296,100	344,100							
100		296,500	344,400							
101		296,700	344,700							
102		297,000	345,100							
103		297,400	345,500							
104		297,700	345,900							
105		297,900	346,400							
106		298,200	346,800							

107		298,600	347,200							
108		298,900	347,600							
109		299,100	348,100							
110		299,500	348,500							
111		299,900	348,800							
112		300,200	349,100							
113		300,300	349,600							
114		300,600								
115		300,900								
116		301,300								
117		301,500								
118		301,700								
119		302,000								
120		302,300								
121		302,700								
122		302,900								
123		303,200								
124		303,500								
125		303,800								
再雇用 職員	187,300	214,800	254,800	274,200	289,300	314,700	356,400	389,500	440,600	521,000

備考 この表は、他の本給表の適用を受けないすべての職員に適用する。

□ 一般職本給表(二)

号給	1級	2級	3級	4級	5級
1	128,900	180,300	202,000	249,100	278,400
2	129,800	181,800	203,400	250,300	280,300
3	130,800	183,300	204,800	251,400	282,100
4	131,700	184,800	206,100	252,600	283,900
5	132,700	186,100	207,400	253,500	285,700
6	133,700	187,600	208,800	254,800	287,500
7	134,700	189,000	210,200	255,900	289,200
8	135,700	190,300	211,600	257,100	291,000
9	136,500	191,700	213,000	258,200	292,600
10	137,500	192,900	214,600	259,300	294,400
11	138,500	194,200	216,200	260,500	296,100
12	139,600	195,300	217,600	261,700	297,900
13	140,400	196,500	218,900	262,700	299,400
14	141,400	197,600	220,400	263,800	301,100
15	142,400	198,700	221,900	264,800	302,700
16	143,400	199,800	223,200	265,800	304,200
17	144,500	200,900	224,100	266,900	305,700
18	145,700	202,000	224,900	268,100	307,300
19	146,900	203,000	225,800	269,200	308,900
20	148,100	204,000	226,800	270,100	310,600
21	149,200	205,000	227,700	271,100	311,700
22	150,400	206,100	229,200	272,200	313,100
23	151,600	207,200	230,500	273,300	314,500

24	152,800	208,200	231,600	274,300	316,000
25	154,000	209,100	233,100	275,200	317,200
26	155,500	210,000	234,400	276,300	318,700
27	157,000	210,700	235,700	277,400	320,100
28	158,500	211,600	237,000	278,500	321,500
29	159,900	212,500	238,000	279,400	323,100
30	161,400	213,700	239,200	280,500	324,300
31	162,900	214,700	240,500	281,500	325,600
32	164,400	215,600	241,700	282,500	326,800
33	165,900	216,300	242,800	283,300	327,900
34	167,700	217,500	244,100	284,200	328,800
35	169,500	218,600	245,200	285,100	329,900
36	171,300	219,800	246,400	286,200	331,000
37	173,100	220,500	247,700	286,800	332,100
38	174,800	221,700	248,900	287,700	333,200
39	176,500	222,900	250,200	288,600	334,200
40	178,200	224,000	251,500	289,500	335,200
41	179,800	224,900	252,500	290,200	336,200
42	181,200	226,100	253,800	291,200	337,200
43	182,600	227,100	254,900	292,200	338,200
44	184,000	228,200	256,200	293,100	339,200
45	185,500	229,300	257,100	293,800	340,100
46	186,900	230,400	258,200	294,700	341,100
47	188,300	231,500	259,400	295,600	342,100
48	189,700	232,500	260,400	296,500	343,100
49	191,000	233,500	261,600	297,200	344,000
50	192,200	234,600	262,800	297,800	344,900
51	193,300	235,700	264,000	298,500	345,800
52	194,500	236,900	264,900	299,300	346,600
53	195,600	238,000	265,900	299,900	347,400
54	196,700	239,000	267,000	300,700	348,200
55	197,800	239,900	268,200	301,400	349,000
56	198,900	240,700	269,400	302,100	349,700
57	200,000	241,600	270,200	302,800	350,400
58	201,000	242,600	271,200	303,500	351,200
59	202,000	243,600	272,300	304,300	352,000
60	203,000	244,500	273,300	305,000	352,700
61	204,100	245,400	274,400	305,600	353,400
62	205,000	246,300	275,500	306,300	354,100
63	205,900	247,200	276,300	307,000	354,800
64	206,800	248,100	277,400	307,700	355,500
65	207,500	248,900	278,200	308,200	356,100
66	208,300	249,700	279,000	308,700	356,600
67	209,000	250,500	279,800	309,300	357,100
68	209,800	251,200	280,600	309,900	357,600
69	210,200	252,000	281,300	310,500	358,000
70	210,800	252,600	282,100	310,900	

71	211,100	253,000	282,900	311,400	
72	211,700	253,400	283,600	311,900	
73	211,900	253,600	284,400	312,200	
74	212,500	254,000	285,100	312,700	
75	213,000	254,500	285,900	313,200	
76	213,800	255,000	286,700	313,600	
77	214,000	255,400	287,300	313,800	
78	214,700	255,800	287,800	314,100	
79	215,200	256,300	288,300	314,400	
80	215,800	256,800	288,700	314,700	
81	216,500	257,100	289,100	315,000	
82	217,000	257,400	289,500	315,300	
83	217,600	257,700	290,000	315,600	
84	218,300	258,000	290,500	315,900	
85	218,900	258,200	290,900	316,100	
86	219,400	258,400	291,500	316,500	
87	219,900	258,700	292,100	316,800	
88	220,600	259,000	292,700	317,000	
89	221,100	259,200	293,000	317,200	
90	221,700	259,400	293,500	317,500	
91	222,300	259,800	294,000	317,800	
92	222,800	260,000	294,400	318,100	
93	223,200	260,300	294,800	318,300	
94	223,700	260,700	295,300	318,600	
95	224,200	261,000	295,800	318,900	
96	224,700	261,300	296,300	319,100	
97	225,200	261,500	296,600	319,300	
98	225,700	261,800	297,000	319,600	
99	226,200	262,000	297,500	319,900	
100	226,700	262,300	298,000	320,100	
101	227,100	262,600	298,400	320,300	
102	227,600	262,800	298,800		
103	228,200	263,100	299,100		
104	228,800	263,400	299,400		
105	229,200	263,600	299,700		
106	229,700	263,800	300,100		
107	230,000	264,100	300,500		
108	230,400	264,300	300,900		
109	230,600	264,600	301,200		
110	231,000	264,900	301,600		
111	231,500	265,200	302,000		
112	232,000	265,400	302,300		
113	232,200	265,600	302,500		
114	232,700	265,900	302,800		
115	233,200	266,100	303,100		
116	233,700	266,300	303,300		
117	234,000	266,600	303,500		

118	234,400	266,900	303,800		
119	234,800	267,200	304,100		
120	235,200	267,500	304,300		
121	235,600	267,600	304,500		
122		267,900	304,800		
123		268,200	305,100		
124		268,500	305,300		
125		268,600	305,500		
126		268,900	305,800		
127		269,200	306,100		
128		269,500	306,300		
129		269,600	306,500		
130		269,900	306,800		
131		270,200	307,100		
132		270,500	307,300		
133		270,600	307,500		
134		270,900			
135		271,200			
136		271,500			
137		271,600			
再雇用職員	193,200	204,300	222,800	243,600	274,300

備考 自動車運転手、調理師、動物飼育員、実験助手、作業員及び看護助手の業務に従事する者に適用する。

(2) 教育職本給表

イ 教育職本給表(一)その1

号給	1級	2級	3級	4級	5級
1	169,900	212,900	273,900	321,200	405,100
2	172,000	215,200	276,900	324,100	407,400
3	174,000	217,400	279,700	327,200	409,800
4	176,000	219,600	282,500	330,200	412,300
5	178,000	221,700	285,300	333,400	414,600
6	180,500	223,900	287,800	336,200	417,100
7	183,000	226,100	290,000	338,800	419,300
8	185,500	228,200	292,400	341,500	421,800
9	188,000	230,500	295,100	344,500	423,500
10	190,800	232,900	297,600	347,500	426,000
11	193,500	235,300	300,000	350,600	428,400
12	196,200	237,700	302,600	353,900	430,700
13	198,900	240,000	305,000	356,800	432,100
14	200,800	242,400	307,000	358,900	434,300
15	202,700	244,800	309,100	361,200	436,500
16	204,700	247,200	311,000	363,800	438,800
17	206,700	249,300	313,200	366,200	441,100
18	208,500	252,400	315,400	368,400	443,500
19	210,300	255,500	317,400	370,700	445,800
20	212,000	258,600	319,400	372,800	448,200
21	213,800	261,500	321,400	374,900	450,300
22	215,700	264,500	323,900	377,000	452,600

23	217,600	267,400	326,500	379,100	455,000
24	219,500	270,300	329,300	381,100	457,300
25	221,500	273,100	331,400	382,700	459,300
26	223,600	275,700	333,600	384,500	461,500
27	225,700	278,200	335,800	386,300	463,600
28	227,800	280,900	338,300	388,200	465,800
29	229,800	283,800	340,700	390,100	467,900
30	232,000	286,200	342,900	391,800	470,200
31	234,300	288,400	345,000	393,500	472,400
32	236,600	290,800	346,900	395,200	474,500
33	238,800	293,200	349,100	396,900	476,400
34	240,600	295,400	351,400	398,700	478,500
35	242,300	297,900	353,700	400,200	480,800
36	244,000	300,200	355,900	402,000	483,000
37	245,700	302,700	357,600	403,100	485,100
38	247,400	304,400	359,600	404,700	487,100
39	248,800	306,100	361,700	406,300	489,000
40	250,400	307,800	363,600	407,800	490,900
41	252,500	309,700	365,500	408,800	492,900
42	254,200	310,500	367,400	410,400	494,800
43	255,600	311,400	369,200	411,900	496,500
44	257,200	312,300	371,000	413,500	498,400
45	258,600	313,200	372,900	414,900	500,300
46	260,100	314,300	374,700	416,500	502,100
47	261,800	315,200	376,200	417,900	503,900
48	263,200	316,300	378,000	419,500	505,800
49	264,600	317,300	379,500	420,900	507,500
50	265,400	318,400	381,100	422,200	509,200
51	266,000	319,300	382,900	423,500	511,000
52	266,900	320,200	384,600	424,800	512,900
53	267,600	321,400	385,700	425,500	514,500
54	268,500	322,400	387,200	426,500	516,100
55	269,200	323,400	388,600	427,400	517,800
56	270,000	324,400	390,200	428,300	519,400
57	270,800	325,300	391,600	429,200	521,000
58	272,000	326,400	393,000	430,100	522,300
59	273,000	327,500	394,300	431,000	523,600
60	274,100	328,500	395,800	431,900	524,800
61	275,100	329,500	397,100	432,800	526,000
62	276,200	330,500	398,500	433,700	527,000
63	277,200	331,600	400,000	434,700	528,000
64	278,200	332,700	401,500	435,800	529,000
65	279,100	333,500	402,500	436,700	529,600
66	280,000	334,600	403,600	437,700	530,500
67	281,100	335,300	404,600	438,700	531,400
68	282,200	336,400	405,700	439,600	532,300
69	283,100	337,000	406,700	440,600	533,200

70	284,200	338,100	407,600	441,600	534,000
71	285,200	339,100	408,400	442,500	534,700
72	286,300	340,200	409,200	443,500	535,200
73	287,100	340,600	410,000	444,500	535,900
74	288,200	341,600	410,900	445,400	536,400
75	289,300	342,600	411,700	446,300	537,200
76	290,300	343,600	412,500	447,300	537,800
77	290,900	344,600	413,200	448,100	538,300
78	291,900	345,600	413,700	448,600	538,900
79	292,800	346,500	414,100	449,300	539,500
80	293,700	347,400	414,500	449,900	540,100
81	294,600	348,400	414,800	450,700	540,700
82	295,500	349,400	415,200	451,400	
83	296,400	350,400	415,500	451,700	
84	297,300	351,400	415,900	452,300	
85	297,900	352,000	416,200	452,700	
86	298,700	352,600	416,600	453,100	
87	299,500	353,200	417,000	453,500	
88	300,400	353,800	417,400	453,800	
89	301,000	354,400	417,700	454,100	
90	301,600	354,800	418,100	454,500	
91	302,300	355,200	418,500	454,900	
92	302,900	355,700	418,800	455,200	
93	303,600	356,200	419,100	455,500	
94	304,200	356,600	419,500	455,900	
95	304,800	357,100	419,800	456,200	
96	305,400	357,600	420,100	456,500	
97	306,100	358,200	420,400	456,800	
98	306,700	358,700	420,800	457,200	
99	307,300	359,100	421,100	457,500	
100	307,900	359,600	421,400	457,800	
101	308,300	360,000	421,700	458,100	
102	308,600	360,500	422,100		
103	308,900	360,800	422,400		
104	309,300	361,300	422,700		
105	309,600	361,800	423,000		
106	310,000	362,200	423,400		
107	310,300	362,700	423,700		
108	310,600	363,200	424,000		
109	311,000	363,600	424,300		
110	311,300	364,100	424,600		
111	311,700	364,600	424,900		
112	312,100	365,000	425,200		
113	312,400	365,400	425,500		
114	312,800	365,800	425,800		
115	313,100	366,300	426,100		
116	313,400	366,700	426,400		

117	313,600	367,100	426,600		
118	313,900	367,500			
119	314,300	368,000			
120	314,700	368,400			
121	314,900	368,700			
122	315,200	369,100			
123	315,600	369,600			
124	316,000	369,900			
125	316,200	370,300			
126	316,400	370,800			
127	316,700	371,300			
128	317,100	371,700			
129	317,300	372,100			
130	317,600	372,600			
131	318,000	373,100			
132	318,200	373,600			
133	318,400	374,100			
134	318,700	374,600			
135	319,100	375,100			
136	319,300	375,600			
137	319,400	376,100			
138	319,600	376,600			
139	319,900	377,100			
140	320,200	377,600			
141	320,600	378,100			
142	320,900				
143	321,200				
144	321,500				
145	321,900				
146	322,200				
147	322,400				
148	322,700				
149	323,100				
150	323,400				
151	323,700				
152	323,900				
153	324,200				
154	324,500				
155	324,800				
156	325,100				
157	325,300				
再雇用職員	235,200	282,400	293,400	315,300	399,300

備考 教授, 准教授, 講師, 助教及び助手に適用する。

イ 教育職本給表(一) その2

号給	本給月額	大学卒業後の経験年数
1	329,000	0年以上～2年未満
2	369,000	2年以上～7年未満

3	410,000	7年以上～12年未満
4	446,000	12年以上～19年未満
5	483,000	19年以上～26年未満
6	519,000	26年以上～32年未満
7	545,000	32年以上

備考

外国人研究員に適用する。

大学卒業後の経験年数の算出については、別に定める。

□ 教育職本給表(二)

号給	1級	2級	3級	4級
1	156,300	200,600	329,200	416,500
2	157,800	202,300	331,400	418,300
3	159,300	204,000	333,700	420,100
4	160,800	205,700	335,800	421,800
5	162,500	207,500	338,100	423,300
6	164,400	209,200	340,300	424,800
7	166,200	210,900	342,600	426,700
8	168,000	212,500	344,900	428,600
9	169,800	214,300	346,700	430,400
10	171,900	216,200	348,800	432,200
11	173,900	218,100	350,900	434,100
12	175,900	220,000	353,000	435,900
13	177,900	221,700	355,100	437,600
14	180,100	223,700	357,100	439,500
15	182,300	225,700	359,100	441,300
16	184,500	227,700	361,100	443,200
17	186,800	229,600	362,900	444,900
18	189,400	232,300	364,800	446,700
19	191,900	235,000	366,600	448,500
20	194,400	237,700	368,600	450,300
21	196,900	240,300	370,200	451,900
22	198,600	243,100	372,100	453,600
23	200,300	245,700	374,000	455,500
24	202,000	248,400	375,900	457,200
25	203,500	250,900	377,200	458,900
26	205,200	253,400	379,000	460,500
27	206,900	255,900	380,800	462,100
28	208,500	258,200	382,700	463,600
29	210,000	260,900	384,600	465,100
30	211,700	263,300	386,500	466,400
31	213,400	265,500	388,400	467,700
32	215,100	267,700	390,400	469,000
33	216,700	269,800	392,100	470,200
34	218,500	272,000	393,800	470,900
35	220,300	274,200	395,400	471,600
36	222,100	276,200	397,200	472,300
37	223,700	278,500	398,400	472,900

38	225,500	280,500	399,900	
39	227,300	282,400	401,300	
40	229,100	284,400	402,700	
41	230,800	286,200	404,400	
42	232,500	288,600	405,800	
43	234,100	290,900	407,100	
44	235,700	293,400	408,600	
45	237,200	295,500	410,200	
46	238,600	298,000	411,500	
47	239,900	300,300	413,000	
48	241,100	303,000	414,600	
49	242,600	305,400	416,300	
50	244,100	307,800	417,700	
51	245,300	310,300	419,300	
52	246,800	312,600	420,800	
53	248,000	314,900	422,500	
54	249,200	317,100	424,000	
55	250,600	319,200	425,600	
56	251,700	321,400	427,200	
57	253,000	323,500	428,700	
58	254,100	325,600	430,200	
59	255,200	327,700	431,400	
60	256,400	329,700	432,600	
61	257,700	331,800	433,800	
62	259,000	333,900	435,100	
63	260,400	336,100	436,400	
64	261,500	338,300	437,600	
65	262,800	340,100	438,800	
66	264,300	342,300	440,000	
67	265,800	344,300	441,200	
68	267,500	346,500	442,400	
69	269,000	348,300	443,600	
70	270,400	350,200	444,800	
71	271,800	352,300	446,000	
72	273,200	354,300	447,200	
73	274,300	355,900	448,300	
74	275,700	357,800	448,900	
75	277,100	359,600	449,400	
76	278,300	361,500	449,900	
77	279,600	363,400	450,400	
78	280,800	365,100		
79	282,000	366,800		
80	283,200	368,400		
81	284,300	369,900		
82	285,500	371,400		
83	286,700	372,900		
84	287,900	374,300		

85	289,000	375,400		
86	290,100	376,800		
87	291,100	378,200		
88	292,300	379,500		
89	293,400	380,800		
90	294,500	382,100		
91	295,700	383,300		
92	296,900	384,600		
93	297,500	385,900		
94	298,500	387,000		
95	299,600	388,300		
96	300,800	389,500		
97	301,800	390,900		
98	302,900	391,900		
99	303,900	393,000		
100	305,000	394,000		
101	305,900	394,900		
102	307,000	395,900		
103	308,100	397,000		
104	309,100	398,100		
105	309,700	398,800		
106	310,600	399,700		
107	311,400	400,600		
108	312,200	401,500		
109	313,100	402,300		
110	313,500	403,200		
111	313,900	404,000		
112	314,400	404,800		
113	315,000	405,400		
114	315,400	406,100		
115	315,900	406,800		
116	316,400	407,500		
117	317,000	408,100		
118	317,500	408,600		
119	317,900	409,000		
120	318,400	409,400		
121	318,900	409,800		
122	319,300	410,100		
123	319,800	410,400		
124	320,300	410,600		
125	320,900	410,800		
126	321,200	411,100		
127	321,500	411,400		
128	321,800	411,600		
129	322,000	411,800		
130	322,300	412,100		
131	322,600	412,400		

132	322,900	412,600		
133	323,100	412,800		
134	323,300	413,100		
135	323,500	413,400		
136	323,800	413,600		
137	324,100	413,800		
138	324,300	414,100		
139	324,600	414,400		
140	324,900	414,600		
141	325,100	414,800		
142	325,300	415,100		
143	325,600	415,400		
144	325,800	415,600		
145	326,100	415,800		
146	326,300			
147	326,600			
148	326,900			
149	327,100			
150	327,300			
151	327,600			
152	327,900			
153	328,100			
再雇用職員	233,600	273,900	330,700	414,800

備考

- (1) 学校教育学類附属の高等学校及び特別支援学校に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭及び栄養教諭に適用する。
- (2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である者の本給月額を、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

ハ 教育職本給表(三)

号給	1級	2級	3級	4級
1	156,300	172,200	290,100	406,300
2	157,800	174,300	292,700	407,800
3	159,300	176,400	295,600	409,300
4	160,800	178,600	298,100	410,800
5	162,500	180,600	300,600	412,200
6	164,400	182,800	303,000	413,600
7	166,200	185,000	305,300	415,100
8	168,000	187,200	307,700	416,700
9	169,800	189,500	310,100	418,100
10	171,900	192,300	312,700	419,500
11	173,900	195,000	315,400	420,900
12	175,900	197,700	318,300	422,200
13	177,900	200,600	320,800	423,500
14	180,100	202,300	322,800	424,900
15	182,300	204,000	324,800	426,300
16	184,500	205,700	327,100	427,700
17	186,800	207,500	329,200	428,900

18	189,400	209,200	331,400	430,200
19	191,900	210,900	333,700	431,400
20	194,400	212,500	335,800	432,700
21	196,900	214,300	338,100	433,800
22	198,600	216,200	340,300	435,000
23	200,300	218,100	342,600	436,300
24	202,000	220,000	344,900	437,600
25	203,500	221,700	346,700	438,900
26	205,100	223,700	348,500	440,100
27	206,700	225,700	350,400	441,100
28	208,200	227,700	352,300	442,200
29	209,900	229,600	354,100	443,400
30	211,600	232,300	355,900	444,200
31	213,300	235,000	357,600	445,000
32	215,000	237,700	359,500	445,900
33	216,500	240,300	361,000	446,800
34	218,200	243,100	362,700	447,300
35	219,900	245,700	364,200	447,800
36	221,600	248,400	366,000	448,300
37	223,100	250,900	367,900	448,800
38	224,800	253,400	369,400	
39	226,500	255,900	370,800	
40	228,200	258,200	372,400	
41	229,800	260,900	373,500	
42	231,500	263,300	374,900	
43	233,100	265,500	376,300	
44	234,700	267,700	377,800	
45	236,400	269,800	379,300	
46	237,900	272,000	380,900	
47	239,200	274,200	382,500	
48	240,600	276,200	384,000	
49	242,000	278,500	385,400	
50	243,400	280,500	386,900	
51	244,900	282,400	388,400	
52	246,100	284,400	389,800	
53	247,200	286,200	391,000	
54	248,600	288,600	392,300	
55	249,800	290,900	393,400	
56	251,000	293,400	394,500	
57	252,200	295,500	395,900	
58	253,400	298,000	397,100	
59	254,500	300,300	398,300	
60	255,700	303,000	399,600	
61	257,100	305,400	400,800	
62	258,300	307,800	401,800	
63	259,500	310,300	403,200	
64	260,400	312,600	404,500	

65	261,400	314,900	405,700	
66	262,800	317,100	406,800	
67	264,200	319,200	408,000	
68	265,700	321,400	409,100	
69	267,300	323,500	410,100	
70	268,800	325,600	411,300	
71	270,300	327,800	412,500	
72	271,700	329,800	413,700	
73	272,700	331,900	414,300	
74	273,900	334,000	415,100	
75	275,200	336,200	415,800	
76	276,400	338,400	416,300	
77	277,700	340,100	416,600	
78	278,800	342,000	417,000	
79	280,000	343,700	417,400	
80	281,200	345,500	417,800	
81	282,400	347,300	418,100	
82	283,300	349,100	418,500	
83	284,500	350,600	418,900	
84	285,700	352,400	419,200	
85	286,700	353,600	419,500	
86	287,600	355,200	419,900	
87	288,300	356,700	420,300	
88	289,300	358,200	420,600	
89	290,300	359,600	420,900	
90	291,200	360,900	421,200	
91	292,100	362,300	421,500	
92	293,000	363,700	421,700	
93	293,300	365,200	421,900	
94	294,000	366,500		
95	294,700	367,800		
96	295,500	369,000		
97	296,300	370,000		
98	297,100	371,000		
99	297,900	372,000		
100	298,600	373,000		
101	299,500	373,900		
102	300,000	374,900		
103	300,500	375,900		
104	301,000	376,900		
105	301,200	377,700		
106	301,600	378,600		
107	301,900	379,500		
108	302,100	380,500		
109	302,300	381,300		
110	302,500	382,300		
111	302,800	383,300		

112	303,100	384,300		
113	303,300	384,900		
114	303,500	385,800		
115	303,700	386,700		
116	304,000	387,600		
117	304,300	388,400		
118	304,600	389,100		
119	304,900	389,900		
120	305,200	390,700		
121	305,300	391,300		
122	305,500	392,100		
123	305,800	392,800		
124	306,100	393,500		
125	306,300	394,100		
126		394,800		
127		395,300		
128		395,900		
129		396,600		
130		397,200		
131		397,700		
132		398,200		
133		398,500		
134		398,800		
135		399,100		
136		399,400		
137		399,700		
138		400,000		
139		400,300		
140		400,600		
141		400,900		
142		401,200		
143		401,500		
144		401,800		
145		402,000		
146		402,300		
147		402,600		
148		402,800		
149		403,000		
150		403,300		
151		403,600		
152		403,800		
153		404,000		
154		404,300		
155		404,600		
156		404,800		
157		405,000		
再雇用職員	224,800	270,700	324,000	404,800

備考

- (1) 学校教育学類附属の幼稚園、小学校及び中学校に勤務する校長、園長、教頭、主幹教諭、教諭及び養護教諭に適用する。
- (2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である者の本給月額を、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。
- (3) 医療職本給表

イ 医療職本給表(一)

号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	147,500	185,400	220,900	247,000	279,000	326,300	370,700	436,800
2	148,900	187,000	222,500	248,300	281,000	328,300	373,400	439,400
3	150,300	188,600	224,100	249,500	283,200	330,500	376,000	441,900
4	151,700	190,200	225,700	250,900	285,300	332,700	378,700	444,500
5	152,900	191,700	227,100	252,100	287,500	334,600	381,100	446,900
6	154,700	193,300	228,700	253,300	289,600	336,800	383,800	449,400
7	156,400	194,900	230,200	254,500	291,700	338,800	386,400	451,900
8	158,100	196,400	231,800	255,600	293,800	341,000	389,100	454,400
9	159,800	198,000	233,000	256,900	295,800	342,800	391,200	456,800
10	161,500	199,700	234,500	257,900	298,000	344,900	393,500	459,200
11	163,200	201,300	235,900	258,900	300,100	347,100	395,700	461,800
12	165,000	203,000	237,100	259,900	302,300	349,200	397,900	464,200
13	166,500	204,600	238,800	261,200	304,400	350,700	400,000	466,700
14	168,400	206,200	240,200	262,700	306,300	352,700	402,000	468,200
15	170,400	207,800	241,400	264,300	308,400	354,600	404,000	469,500
16	172,300	209,400	242,800	265,700	310,400	356,600	406,100	470,800
17	174,200	210,900	243,800	267,200	312,500	358,500	407,900	472,000
18	176,100	212,500	245,000	269,000	314,500	360,500	409,900	473,300
19	177,900	214,200	246,200	270,800	316,600	362,500	411,800	474,600
20	179,800	215,900	247,400	272,600	318,700	364,500	413,900	475,900
21	181,700	217,200	248,800	274,400	320,500	366,300	415,700	477,100
22	183,200	218,700	249,800	276,200	322,500	368,300	417,300	478,500
23	184,700	220,100	250,800	278,000	324,300	370,400	418,900	479,900
24	186,200	221,600	251,900	279,700	326,300	372,500	420,400	481,100
25	187,800	223,000	253,100	281,500	328,100	373,900	421,900	482,500
26	189,300	224,400	254,500	283,400	330,000	375,700	423,200	483,800
27	190,800	225,700	255,900	285,300	332,000	377,500	424,500	485,200
28	192,200	227,000	257,400	287,100	334,000	379,200	425,800	486,600
29	193,700	228,400	258,800	289,000	335,400	381,000	427,100	488,000
30	195,000	229,800	260,500	290,800	337,200	382,500	428,300	489,100
31	196,300	231,300	262,200	292,600	338,900	384,100	429,500	490,200
32	197,600	232,700	263,800	294,500	340,700	385,800	430,600	491,300
33	199,000	233,900	265,300	296,200	342,400	387,100	431,800	492,400
34	200,400	235,200	267,100	297,900	344,200	388,400	433,000	493,300
35	201,800	236,200	268,800	299,700	346,100	389,700	434,200	494,200
36	203,200	237,500	270,500	301,500	347,900	390,900	435,400	495,100
37	204,300	238,900	272,000	302,900	349,700	392,000	436,700	496,100
38	205,600	240,200	273,700	304,600	351,400	393,200	437,500	
39	206,900	241,300	275,400	306,100	353,000	394,300	437,900	

40	208,200	242,600	277,000	307,700	354,700	395,400	438,600	
41	209,400	243,900	278,600	309,400	355,900	396,200	439,100	
42	210,600	245,100	280,200	311,100	357,000	397,000	439,500	
43	211,800	246,300	281,900	312,700	358,200	397,800	439,900	
44	213,000	247,400	283,600	314,400	359,400	398,600	440,300	
45	214,200	248,500	285,100	315,400	360,600	399,000	440,700	
46	215,300	249,900	286,800	316,800	361,400	399,600	441,100	
47	216,300	251,400	288,500	318,300	362,600	400,100	441,500	
48	217,400	252,800	290,100	319,900	363,700	400,500	441,800	
49	218,400	254,400	291,400	321,300	364,700	400,900	442,100	
50	219,400	255,800	293,000	322,600	365,700	401,200	442,500	
51	220,300	257,200	294,300	323,800	366,700	401,500	442,800	
52	221,300	258,500	295,900	325,100	367,700	401,800	443,100	
53	221,800	259,600	297,200	326,200	368,500	402,100	443,400	
54	222,700	261,000	298,700	327,200	369,300	402,400		
55	223,400	262,400	300,100	328,300	370,200	402,700		
56	224,400	263,700	301,600	329,300	371,100	403,000		
57	225,100	264,600	302,700	329,800	371,600	403,300		
58	226,000	265,900	303,900	330,700	372,400	403,600		
59	226,700	267,200	305,100	331,500	373,200	403,900		
60	227,500	268,500	306,500	332,400	374,000	404,300		
61	228,400	269,400	307,800	333,200	374,400	404,500		
62	229,200	270,600	309,000	333,500	375,100	404,800		
63	230,100	271,900	310,300	334,100	375,800	405,100		
64	231,200	273,200	311,500	334,800	376,500	405,400		
65	231,800	274,100	312,900	335,400	376,900	405,600		
66	232,600	275,200	313,700	336,100	377,500			
67	233,400	276,100	314,500	336,800	378,200			
68	234,200	277,200	315,300	337,500	378,800			
69	234,900	278,200	315,900	338,200	379,200			
70	235,600	279,200	316,600	338,700	379,700			
71	236,300	280,300	317,300	339,300	380,200			
72	236,900	281,400	317,900	339,900	380,700			
73	237,600	282,100	318,600	340,200	381,300			
74	238,400	282,800	318,800	340,800	381,800			
75	239,200	283,300	319,400	341,300	382,400			
76	239,900	284,100	320,000	341,900	383,000			
77	240,400	284,900	320,600	342,400	383,500			
78	241,000	285,500	321,100	342,900	384,000			
79	241,600	286,100	321,600	343,400	384,500			
80	242,200	286,700	322,100	343,800	385,000			
81	242,500	287,400	322,700	344,100	385,300			
82	242,900	287,900	323,200	344,400	385,800			
83	243,300	288,300	323,600	344,800	386,200			
84	243,700	288,700	324,100	345,100	386,600			
85	244,000	288,900	324,600	345,600	387,000			
86		289,100	325,000	345,900				

87		289,300	325,200	346,200				
88		289,500	325,600	346,500				
89		289,900	326,000	346,900				
90		290,100	326,400	347,200				
91		290,300	326,800	347,600				
92		290,500	327,200	347,900				
93		290,900	327,500	348,300				
94		291,100	327,700	348,600				
95		291,300	328,100	348,900				
96		291,600	328,400	349,200				
97		292,000	328,600	349,500				
98		292,300	328,900	349,900				
99		292,500	329,200	350,300				
100		292,800	329,500	350,700				
101		293,100	329,700	351,200				
102		293,300	330,000	351,600				
103		293,500	330,400	352,000				
104		293,800	330,600	352,400				
105		294,100	330,700	352,900				
106			331,000					
107			331,400					
108			331,600					
109			331,800					
110			332,200					
111			332,600					
112			333,000					
113			333,200					
再雇用職員	188,300	214,900	243,100	256,500	281,700	322,400	364,600	426,100

備考 薬剤師，栄養士，診療放射線技師，臨床検査技師，衛生検査技師，病理細菌技術職員，臨床工学技士，視能訓練士，理学療法士，作業療法士，言語聴覚士及びその他医療技術職員に適用する。

□ 医療職本給表(二)

号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	161,300	188,800	237,200	260,000	285,000	329,500	373,700
2	162,700	190,900	239,000	261,000	286,800	331,600	376,300
3	164,200	193,000	240,800	261,900	288,600	333,600	379,000
4	165,600	195,000	242,600	263,000	290,500	335,800	381,600
5	167,100	197,100	244,000	263,700	292,300	337,800	383,800
6	168,600	199,400	245,300	264,700	294,100	339,900	386,200
7	170,100	201,700	246,500	265,500	296,000	342,100	388,500
8	171,600	204,000	247,800	266,500	297,800	344,200	390,800
9	172,900	206,400	248,800	267,600	299,700	345,700	392,800
10	174,600	207,800	249,900	268,400	301,600	347,700	394,900
11	176,200	209,200	250,800	269,500	303,400	349,600	397,100
12	177,700	210,500	251,700	270,700	305,300	351,600	399,400
13	179,200	211,900	253,000	272,000	306,900	353,600	401,300
14	181,200	213,400	254,100	273,300	308,500	355,700	403,300
15	183,200	214,900	254,900	274,500	310,300	357,800	405,500

16	185,200	216,100	255,900	275,900	312,100	359,800	407,700
17	187,400	217,500	256,600	277,200	313,900	361,800	409,700
18	189,500	219,000	257,500	278,600	315,500	363,800	411,900
19	191,600	220,500	258,500	279,800	317,200	365,900	414,100
20	193,700	222,000	259,400	281,200	318,900	368,000	416,200
21	195,800	223,400	260,300	282,800	320,300	369,700	418,100
22	198,000	225,100	261,300	284,400	321,800	371,800	420,000
23	200,200	226,800	262,200	285,900	323,300	373,900	421,800
24	202,400	228,500	263,200	287,300	324,800	375,900	423,700
25	204,400	229,900	264,400	288,600	326,300	377,900	425,400
26	205,700	231,600	265,700	290,400	327,700	379,500	427,000
27	207,000	233,300	266,900	292,200	329,200	381,400	428,700
28	208,300	235,000	268,100	293,900	330,800	383,300	430,300
29	209,500	236,600	269,300	295,400	332,000	385,100	431,600
30	210,700	238,000	270,800	297,000	333,500	386,800	432,900
31	212,000	239,300	272,400	298,600	334,900	388,700	434,500
32	213,200	240,400	273,800	300,300	336,400	390,500	436,000
33	214,500	241,600	275,400	301,700	338,000	392,200	437,700
34	215,800	242,700	276,900	303,200	339,500	393,900	439,300
35	217,100	243,600	278,200	304,800	341,100	395,700	440,700
36	218,400	244,700	279,500	306,400	342,600	397,400	442,100
37	219,800	245,800	281,100	307,800	344,300	399,000	443,200
38	221,200	246,900	282,500	309,200	345,900	400,700	444,500
39	222,500	247,800	284,000	310,600	347,400	402,500	445,800
40	223,900	248,900	285,400	312,200	349,000	404,300	447,200
41	224,900	249,500	286,900	313,700	350,200	405,800	448,200
42	226,300	250,400	288,400	315,100	351,700	407,300	448,900
43	227,700	251,300	289,900	316,500	353,200	408,800	449,700
44	229,100	252,200	291,500	318,000	354,600	410,100	450,300
45	230,300	253,000	292,800	318,900	356,200	411,200	451,200
46	231,700	254,000	294,200	320,300	357,200	412,300	451,900
47	233,000	254,900	295,700	321,700	358,700	413,400	452,700
48	234,300	255,900	297,200	323,200	360,000	414,600	453,500
49	235,300	256,900	298,400	324,300	361,400	415,900	454,200
50	236,400	258,100	299,700	325,700	362,800	417,000	454,900
51	237,400	259,300	300,900	327,000	364,100	418,200	455,600
52	238,500	260,500	302,300	328,300	365,500	419,300	456,400
53	239,600	261,600	303,700	329,700	367,000	420,500	457,200
54	240,700	263,100	305,000	331,100	368,200	421,500	458,000
55	241,700	264,500	306,400	332,500	369,300	422,600	458,700
56	242,700	265,900	307,800	333,800	370,500	423,700	459,400
57	243,500	267,500	308,700	334,700	371,600	424,800	460,200
58	244,500	269,100	309,900	336,000	372,500	425,300	
59	245,200	270,600	311,100	337,200	373,500	425,900	
60	246,200	272,100	312,500	338,500	374,500	426,300	
61	247,100	273,500	313,600	339,600	375,100	426,900	
62	248,100	275,000	314,900	340,500	375,900	427,400	

63	248,900	276,500	316,200	341,700	376,700	427,800	
64	249,900	277,800	317,400	343,000	377,500	428,300	
65	250,800	279,300	318,700	344,100	378,200	428,900	
66	251,800	280,800	320,000	345,300	378,900	429,300	
67	252,900	282,300	321,300	346,500	379,700	429,600	
68	253,800	283,800	322,600	347,600	380,400	429,900	
69	254,600	284,900	323,300	348,600	381,000	430,300	
70	255,700	286,400	324,400	349,600	381,600		
71	256,800	287,900	325,500	350,700	382,300		
72	258,000	289,300	326,400	351,800	382,900		
73	259,400	290,400	327,700	352,600	383,600		
74	260,700	291,800	328,400	353,700	384,100		
75	262,000	293,000	329,500	354,800	384,700		
76	263,200	294,300	330,700	355,900	385,200		
77	264,200	295,700	331,800	356,600	385,600		
78	265,300	297,000	333,000	357,400	386,200		
79	266,600	298,200	334,100	358,200	386,700		
80	267,800	299,500	335,300	358,900	387,000		
81	268,800	300,100	336,400	359,500	387,300		
82	269,800	301,300	337,500	360,000	387,800		
83	270,900	302,400	338,500	360,600	388,200		
84	272,000	303,600	339,600	361,100	388,500		
85	272,800	304,700	340,500	361,700	388,800		
86	273,700	305,900	341,500	362,200	389,300		
87	274,800	307,100	342,400	362,800	389,800		
88	275,900	308,200	343,400	363,300	390,200		
89	276,800	309,500	344,400	363,700	390,500		
90	277,700	310,700	345,200	364,100	390,900		
91	278,500	311,900	346,000	364,700	391,400		
92	279,500	313,100	346,800	365,200	391,800		
93	280,400	313,900	347,400	365,500	392,200		
94	281,400	314,600	348,000	366,000			
95	282,300	315,300	348,700	366,400			
96	283,300	315,900	349,300	366,700			
97	284,000	316,600	349,700	367,300			
98	284,800	316,900	350,100	367,800			
99	285,400	317,500	350,600	368,300			
100	286,300	318,200	351,000	368,800			
101	287,100	318,600	351,500	369,400			
102	287,900	319,200	351,900	369,900			
103	288,700	319,800	352,400	370,400			
104	289,500	320,400	352,800	370,800			
105	290,200	320,800	353,100	371,400			
106	290,700	321,300	353,600	371,900			
107	291,200	321,800	354,000	372,400			
108	291,700	322,300	354,300	372,900			
109	291,900	322,700	354,800	373,500			

110	292,200	323,100	355,300	373,900			
111	292,400	323,400	355,800	374,400			
112	292,800	323,700	356,300	374,900			
113	293,100	324,100	356,800	375,500			
114	293,300	324,500	357,300				
115	293,700	324,900	357,800				
116	294,000	325,200	358,200				
117	294,300	325,400	358,600				
118	294,600	325,700	359,000				
119	294,900	326,100	359,500				
120	295,300	326,300	360,000				
121	295,600	326,500	360,400				
122	296,000	326,800	360,900				
123	296,300	327,100	361,400				
124	296,700	327,400	361,900				
125	296,900	327,600	362,200				
126	297,100	327,900					
127	297,400	328,300					
128	297,800	328,500					
129	298,000	328,600					
130	298,300	328,900					
131	298,700	329,300					
132	299,100	329,500					
133	299,300	329,800					
134	299,600	330,200					
135	300,000	330,600					
136	300,300	331,000					
137	300,500	331,300					
138	300,800	331,700					
139	301,200	332,100					
140	301,500	332,500					
141	301,700	332,800					
142	302,100	333,200					
143	302,500	333,500					
144	302,800	333,900					
145	302,900	334,200					
146	303,200	334,600					
147	303,500	335,000					
148	303,900	335,400					
149	304,100	335,700					
150	304,300	336,100					
151	304,600	336,500					
152	304,900	336,900					
153	305,300	337,200					
154	305,500						
155	305,700						
156	306,000						

157	306,300						
158	306,600						
159	306,900						
160	307,200						
161	307,600						
162	307,900						
163	308,200						
164	308,500						
165	308,900						
166	309,200						
167	309,500						
168	309,800						
169	310,200						
再雇用職員	234,700	255,000	262,200	272,400	288,700	325,800	370,200

備考 保健師, 助産師, 看護師及び准看護師に適用する。

別表第2 初任給基準表(第6条関係)

(1) 一般職本給表(一) 初任給基準表

選考	学歴免許等	初任給
国立大学法人等職員採用試験又は国家公務員採用一般職試験(大卒)	大学卒	1級25号給
国家公務員採用一般職試験(高卒)	高校卒	1級5号給
その他	高校卒	1級1号給

(2) 一般職本給表(二) 初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
技能職員	高校卒	1級17号給
	中学卒	1級9号給

(3) 教育職本給表(一) 初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
助教 助手	博士課程修了(大学6卒後の4年の課程に限る。)	2級37号給
	博士課程修了	2級31号給
	修士課程修了	2級13号給
	専門職学位課程修了	
	大学6卒	
大学卒	2級1号給	

(4) 教育職本給表(二) 初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
教諭 主幹教諭 養護教諭 栄養教諭	博士課程修了	2級31号給
	修士課程修了	2級13号給
	大学卒	2級1号給
	短大卒	1級9号給

(5) 教育職本給表(三) 初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
教諭 主幹教諭 養護教諭	博士課程修了	2級43号給
	修士課程修了	2級25号給
	大学卒	2級13号給
	短大卒	2級1号給

(6) 医療職本給表(一) 初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
薬剤師	大学6卒	2級15号給
	大学卒	2級1号給
栄養士	大学卒	2級1号給
	短大卒	1級11号給
診療放射線技師	大学卒	2級1号給
	短大3卒	1級17号給
臨床検査技師	大学卒	2級1号給
	短大3卒	1級17号給
衛生検査技師	大学卒	2級1号給
	短大卒	1級11号給
臨床工学技士	大学卒	2級1号給
	短大3卒	1級17号給
視能訓練士	大学卒	2級1号給
	短大3卒	1級17号給
理学療法士 作業療法士	大学卒	2級1号給
	短大3卒	1級17号給
言語聴覚士	大学卒	2級1号給
	短大3卒	1級17号給
歯科衛生士	短大3卒	1級17号給
	短大2卒	1級11号給
	高校4卒	1級7号給
歯科技工士	短大3卒	1級17号給
	短大2卒	1級11号給
その他	高校卒	1級1号給

(7) 医療職本給表(二) 初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
助産師	大学卒	2級11号給
	短大3卒	2級5号給
看護師	短大3卒	2級5号給
	短大2卒	2級1号給
准看護師	准看護師養成所卒	1級1号給

別表第3 削除

別表第4 昇給号給数表(第9条関係)

(1) 教育職本給表(一)

昇給区分	A(勤務成績が極めて良好な職員)	B(勤務成績が特に良好な職員)	C(勤務成績が良好な職員)	D(勤務成績がやや良好でない職員)	E(勤務成績が良好でない職員)
特定職員(55歳未満の者)	8	6	3	2	0
一般職員(特定職員以外の職員で55歳未満の者)	8	6	4	2	0
55歳以上60歳未満の職員	4	3	2	1	0
60歳以上の職員	2	1	0	0	0

備考 表中の「55歳未満」及び「60歳未満」とは、当該年齢の誕生日が昇給日後のものを、「55歳以上」及び「60歳以上」とは、当該年齢の誕生日が昇給日以前のものをいう。(以下の(2)及び(3)の年齢において準用する。)

(2) 教育職本給表(一)以外(一般職本給表(二)を除く。)

昇給区分	A(勤務成績が極めて良好な職員)	B(勤務成績が特に良好な職員)	C(勤務成績が良好な職員)	D(勤務成績がやや良好でない職員)	E(勤務成績が良好でない職員)
特定職員(55歳未満の者)	8	6	3	2	0
一般職員(特定職員以外の職員で55歳未満の者)	8	6	4	2	0
55歳以上57歳未満の職員	4	3	2	1	0
57歳以上の職員	2	1	0	0	0

(3) 一般職本給表(二)

昇給区分	A(勤務成績が極めて良好な職員)	B(勤務成績が特に良好な職員)	C(勤務成績が良好な職員)	D(勤務成績がやや良好でない職員)	E(勤務成績が良好でない職員)
57歳未満の職員	8	6	4	2	0
57歳以上の職員	2	1	0	0	0

別表第5 管理職手当額表(第13条関係)

職務区分	本給表	金額(円)	備考
I種	般(一)	94,000	ただし、再雇用職員にあつては、72,900円とする。
	教(一)	107,000	
	医(二)	88,000	
II種	般(一)	73,000	ただし、再雇用職員にあつては、51,500円とする。
	教(一)	94,000	
	教(二)	74,000	
	教(三)	71,000	
	医(一)	69,000	
	医(二)	69,000	
III種	般(一)	62,000	
	教(一)	80,000	
	教(二)	68,000	
	教(三)	65,000	
	医(二)	59,000	
IV種	般(一)	50,000	ただし、再雇用職員にあつては、34,900円とする。
	教(一)	60,000	
	教(二)	57,000	
		33,000	教職調整額受給者
	教(三)	54,000	
		33,000	教職調整額受給者
V種	教(一)	50,000	
VI種	教(一)	40,000	
VII種	教(一)	30,000	

別表第6 適用区分表及び調整基本額表(第24条関係)

(1) 適用区分表

職員区分	調整数
① 教授、准教授、講師(常勤の者に限る。)又は助教で大学院担当を命じられた者(以下「大学院担当教員」という。)のうち、大学院研究科の博士課程後期を担当する者で主任として学生(医学を履修する4年の博士課程にあつては5人以上、それ以外にあつては4人以上)に対する研究指導に従事するもの	3

② 大学院担当教員のうち、主任として学生に対する研究指導に従事する者（前号に掲げる者を除く。）	2
③ 大学院担当教員のうち、大学院研究科において直接に講義、演習、実験又は実習の指導を年度を通じて2単位以上担当する者	1
④ 大学院研究科に在学する学生の指導に常時従事する助教	1
⑤ 危険な病原体又は危険な病原体に汚染された病変組織その他の物件を直接取り扱う業務に従事することを常例とする病理細菌技術者(附属病院の職員を除く。)	1
⑥ 危険な病原体又は危険な病原体に汚染された病変組織その他の物件を直接取り扱う業務に従事することを主たる職務内容とする職員(附属病院の職員及び教育職本給表(一)適用職員を除く。)	1
⑦ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条に定める感染症の病原体その他の危険な病原体を保有する動物の飼育又は当該動物について行う実験業務に直接従事することを主たる職務内容とする職員(教育職本給表(一)適用職員を除く。)	1
⑧ 特別支援学校に勤務する主幹教諭、教諭及び養護教諭(授業を担当し、幼児、児童又は生徒に直接接することを常態とする教頭を含む。)	1
⑨ 結核患者を専ら入院させるための病棟(以下「結核病棟」という。)又は精神病患者を専ら収容する病棟(以下「精神病棟」という。)に勤務する看護助手(一般職(二)本給表適用者に限る。)	3
⑩ 結核病棟又は精神病棟に勤務する看護師長(当該病棟のみを担当している者に限る。)、副看護師長、看護師、准看護師及び看護助手(医療職(二)本給表適用者に限る。)	2
⑪ 結核患者又は精神病患者の診療に直接従事することを本務とする医師及び歯科医師	2
⑫ 危険な病原体に汚染された検体を直接取り扱うことを常例とし、入院患者及び外来患者に直接接する病理細菌技術者及びその助手	2
⑬ 放射線による治療その他の放射線の照射の業務を入院患者及び外来患者に直接接して行うことを常例とする診療放射線技術者及びその業務補助を行うことを常例とする診療放射線技術者助手	2
⑭ 集中的な監視及び治療を要する患者を専ら入院させるための病棟(以下「集中治療病棟」という。)に勤務する看護師長、副看護師長、看護師、准看護師、助産師及び看護助手	1
⑮ 集中治療病棟に入院している患者の診療に直接従事することを本務とする医師	1
⑯ 受付その他の窓口業務(診療科の窓口業務にあっては、診療を受ける延患者数のうち結核又は精神病の延患者数が過半数である窓口の業務に限る。)を担当することを命じられ、かつ、現に窓口において外来患者及び入院患者に直接接して行うことを常態とする事務職員	1
⑰ 患者の環境調査、患者及び家族の医療、身上相談等を行うことを常態とする医療ソーシャルワーカー	1
⑱ 精神病患者の作業療法に直接従事することを本務とする作業療法技術職員	2

(2) 調整基本額表

イ 一般職本給表(一)

職務の級	調整基本額
1級	6,600円
2級	8,500円
3級	9,600円
4級	10,200円
5級	10,600円
6級	11,200円
7級	12,100円
8級	12,700円
9級	14,300円
10級	15,900円

ロ 一般職本給表(二)

職務の級	調整基本額
1級	6,000円
2級	7,400円
3級	8,500円
4級	8,700円

5級	9,600円
----	--------

ハ 教育職本給表(一)

職務の級	調整基本額
1級	9,000円
2級	10,500円
3級	11,900円
4級	12,700円
5級	15,000円

ニ 教育職本給表(二)

職務の級	調整基本額
1級	9,000円
2級	11,100円
3級	12,200円
4級	13,100円

ホ 教育職本給表(三)

職務の級	調整基本額
1級	8,400円
2級	11,000円
3級	11,800円
4級	12,700円

ヘ 医療職本給表(一)

職務の級	調整基本額
1級	6,200円
2級	8,000円
3級	9,100円
4級	9,700円
5級	10,500円
6級	11,300円
7級	12,200円
8級	13,800円

ト 医療職本給表(二)

職務の級	調整基本額
1級	8,100円
2級	9,400円
3級	9,700円
4級	10,000円
5級	10,400円
6級	11,600円
7級	12,500円

別表第7 初任給調整手当(第25条関係)

期間の区分	金額
1年未満	50,700円
1年以上2年未満	50,700円
2年以上3年未満	50,700円
3年以上4年未満	50,700円
4年以上5年未満	50,700円
5年以上6年未満	50,700円
6年以上7年未満	48,900円

7年以上8年未満	47,100円
8年以上9年未満	45,300円
9年以上10年未満	43,500円
10年以上11年未満	41,700円
11年以上12年未満	39,900円
12年以上13年未満	38,100円
13年以上14年未満	36,300円
14年以上15年未満	34,900円
15年以上16年未満	33,500円
16年以上17年未満	32,100円
17年以上18年未満	30,700円
18年以上19年未満	29,300円
19年以上20年未満	27,900円
20年以上21年未満	26,500円
21年以上22年未満	25,900円
22年以上23年未満	25,300円
23年以上24年未満	24,300円
24年以上25年未満	23,700円
25年以上26年未満	23,100円
26年以上27年未満	22,500円
27年以上28年未満	21,900円
28年以上29年未満	21,100円
29年以上30年未満	20,800円
30年以上31年未満	20,400円
31年以上32年未満	19,800円
32年以上33年未満	18,900円
33年以上34年未満	18,000円
34年以上35年未満	17,300円

別表第8 義務教育等教員特別手当(第26条関係)

(1) 教育職本給表(二)の適用を受ける者

(単位：円)

号給\級	1級	2級	3級	4級
1~4	2,000	2,500	5,100	6,800
5~8	2,000	2,600	5,200	6,900
9~12	2,100	2,800	5,400	7,100
13~16	2,200	2,900	5,500	7,200
17~20	2,300	3,000	5,700	7,400
21~24	2,400	3,200	5,900	7,500
25~28	2,600	3,300	6,000	7,600
29~32	2,700	3,500	6,100	7,700
33~36	2,800	3,700	6,300	7,900
37~40	2,900	3,800	6,400	8,000
41~44	3,100	4,100	6,600	
45~48	3,200	4,300	6,800	
49~52	3,300	4,500	6,900	
53~56	3,400	4,800	7,000	
57~60	3,500	4,900	7,100	
61~64	3,600	5,100	7,200	
65~68	3,700	5,300	7,300	
69~72	3,800	5,400	7,400	
73~76	3,900	5,500	7,500	
77~80	4,000	5,600	7,500	
81~84	4,100	5,800		
85~88	4,100	5,900		
89~92	4,200	6,100		
93~96	4,300	6,200		

97~100	4,400	6,300	
101~104	4,400	6,400	
105~108	4,500	6,500	
109~112	4,500	6,600	
113~116	4,600	6,700	
117~120	4,700	6,800	
121~124	4,700	6,900	
125~128	4,800	6,900	
129~132	4,900	6,900	
133~136	4,900	7,000	
137~140	4,900	7,100	
141~144	5,000	7,100	
145~148	5,100	7,100	
149~153	5,100		

(2) 教育職本給表(三)の適用を受ける者

(単位：円)

号給\級	1級	2級	3級	4級
1~4	2,000	2,100	4,200	6,800
5~8	2,000	2,300	4,400	6,900
9~12	2,100	2,400	4,500	7,100
13~16	2,200	2,500	4,900	7,200
17~20	2,300	2,600	5,100	7,400
21~24	2,400	2,800	5,200	7,500
25~28	2,600	2,900	5,400	7,600
29~32	2,700	3,000	5,500	7,700
33~36	2,800	3,200	5,700	7,900
37~40	2,900	3,300	5,900	8,000
41~44	3,100	3,500	6,000	
45~48	3,200	3,700	6,100	
49~52	3,300	3,800	6,300	
53~56	3,400	4,100	6,400	
57~60	3,500	4,300	6,600	
61~64	3,600	4,500	6,800	
65~68	3,700	4,800	6,900	
69~72	3,800	4,900	7,000	
73~76	3,900	5,100	7,100	
77~80	4,000	5,300	7,200	
81~84	4,100	5,400	7,300	
85~88	4,100	5,500	7,400	
89~92	4,200	5,600	7,500	
93~96	4,300	5,800	7,500	
97~100	4,400	5,900		
101~104	4,400	6,100		
105~108	4,500	6,200		
109~112	4,500	6,300		
113~116	4,600	6,400		
117~120	4,700	6,500		
121~124	4,700	6,600		
125~128	4,800	6,700		
129~132		6,800		
133~144		6,900		
145~148		7,000		
149~157		7,100		

別表第9 期末手当(第30条関係)

(1) 役職段階別加算

① 一般職本給表適用者

本給表	職員	加算割合
一般職(一)	10級・9級・8級の職員	100分の20
	7級・6級の職員	100分の15
	5級・4級の職員	100分の10
	3級の職員	100分の5
一般職(二)	5級の職員	100分の10
	4級の職員	100分の5
	3級の職員(別に定める職員に限る。)	100分の5

② 教育職本給表適用者

本給表	職員	加算割合
教育職(一)	5級の職員	100分の15(別に定める職員にあっては100分の20)
	4級の職員	100分の10(別に定める職員にあっては100分の15)
	3級の職員	100分の10
	2級の職員(別に定める職員に限る。)	100分の5
教育職(二)	4級の職員	100分の15
教育職(三)	3級の職員	100分の10
	2級の職員(別に定める職員に限る。)	100分の10(別に定める職員に限る。) 100分の5

③ 医療職本給表適用者

本給表	職員	加算割合
医療職(一)	8級・7級・6級の職員	100分の15
	5級の職員	100分の10
	4級・3級の職員	100分の5
	2級の職員(別に定める職員に限る。)	100分の5
医療職(二)	7級・6級の職員	100分の15
	5級・4級の職員	100分の10
	3級の職員	100分の5
	2級の職員(別に定める職員に限る。)	100分の5

(2) 管理職の地位にある職員の本給月額割合増率

① 一般職本給表適用者

職務の級	管理職手当の区分	加算割合
一般職(一)	管理職手当支給細則第2条の区分Ⅰ種の職員	100分の15
	管理職手当支給細則第2条の区分Ⅱ種の職員	100分の10

② 教育職本給表適用者

職務の級	管理職手当の区分	加算割合
教育職(一)	管理職手当支給細則第2条の区分Ⅰ種の職員	100分の15
	管理職手当支給細則第2条の区分Ⅱ種の職員	100分の10

③ 医療職本給表適用者

職務の級	管理職手当の区分	加算割合
医療職(一)	管理職手当支給細則第2条の区分Ⅱ種の職員	100分の10
医療職(二)	管理職手当支給細則第2条の区分Ⅰ種の職員	100分の15
	管理職手当支給細則第2条の区分Ⅱ種の職員	100分の10

(3) 在職期間別支給割合

在職期間	支給割合
6箇月	100分の100
5箇月以上6箇月未満	100分の80
3箇月以上5箇月未満	100分の60

3箇月未満	100分の30
-------	---------

別表第10 勤勉手当(第31条関係)

(1) 成績率

ア 再雇用職員以外の職員

区分	割合	
	特定幹部職員	その他の職員
勤務成績が特に優秀な職員 (勤勉手当に係る勤務期間の期間率が100%未満の者を除く。)	150%	125%
勤務成績が優秀な職員 (勤勉手当に係る勤務期間の期間率が100%未満の者を除く。)	128.5%	103%
勤務成績が良好な職員	107%	87%
就業規則第73条の規定による訓告又は厳重注意を受けた職員	98%	78.5%
就業規則第72条第2項第1号の規定による譴責処分を受けた職員	81%	67%
就業規則第72条第2項第2号の規定による減給処分を受けた職員	57.5%	55%
就業規則第72条第2項第3号の規定による出勤停止処分を受けた職員	34%	43%

イ 再雇用職員

区分	割合	
	6月期	12月期
勤務成績が優秀な職員 (勤勉手当に係る勤務期間の期間率が100%未満の者を除く。)	47.5%	47.5%
勤務成績が良好な職員	41%	41%
就業規則第73条の規定による訓告又は厳重注意を受けた職員	37.5%	37.5%
就業規則第72条第2項第1号の規定による譴責処分を受けた職員	34.5%	34.5%
就業規則第72条第2項第2号の規定による減給処分を受けた職員	29%	29%
就業規則第72条第2項第3号の規定による出勤停止処分を受けた職員	22.5%	22.5%

(2) 勤務期間別支給割合

勤務期間	支給割合
6箇月	100分の100
5箇月15日以上6箇月未満	100分の95
5箇月以上5箇月15日未満	100分の90
4箇月15日以上5箇月未満	100分の80
4箇月以上4箇月15日未満	100分の70
3箇月15日以上4箇月未満	100分の60
3箇月以上3箇月15日未満	100分の50
2箇月15日以上3箇月未満	100分の40
2箇月以上2箇月15日未満	100分の30
1箇月15日以上2箇月未満	100分の20
1箇月以上1箇月15日未満	100分の15
15日以上1箇月未満	100分の10
15日未満	100分の5
0日	0